

参 考 資 料

学校教育法（抄）

（平成 19 年 6 月 27 日改正法律第 98 号）

第 2 章 義務教育

第 16 条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に 9 年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。

第 4 章 小学校

第 29 条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第 30 条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
2. 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
3. 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
4. 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
5. 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
6. 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
7. 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
8. 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

関係法令・通知

9. 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

10. 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第32条 小学校の修業年限は、6年とする。

第36条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

第5章 中学校

第45条 中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第47条 中学校の修業年限は、3年とする。

第6章 高等学校

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1. 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健康やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
3. 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第8章 特別支援教育

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第73条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第75条 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第76条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第77条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第78条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第79条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

2 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第80条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

1. 知的障害者
2. 肢体不自由者
3. 身体虚弱者
4. 弱視者
5. 難聴者
6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び

関係法令・通知

第 56 条から第 60 条までの規定は特別支援学校に、第 84 条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

○学校教育法施行令（抄）

（平成25年政令第244号）

第 1 章 就学義務

第 1 節 学齢簿

（学齢簿の編製）

第 1 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第 1 項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 第 1 項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第 2 条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから 5 月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満 6 歳に達する者について、あらかじめ、前条第 1 項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

第 3 条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第 4 条 第 2 条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条又は第 23 条の規定による届出（第 2 条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（第 23 条第 9 号及び第 26 条第 3 項において「指定都市」という。）にあつてはその区の区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第 2 節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第 22 条の 3 の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）

のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 1 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）
- 2 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 3 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 4 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 5 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 6 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 7 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を

関係法令・通知

通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第7条 市町村の教育委員会は、第5条第1項（第6条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第3節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第1条第3項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応当する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第11条の規定は、第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

（学齢簿の加除訂正の通知）

関係法令・通知

第13条 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第3条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（区域外就学等の届出の通知）

第13条の2 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）

第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項（第11条の2において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第18条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第4節 督促等

（校長の義務）

第19条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第20条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（教育委員会の行う出席の督促等）

第21条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

第5節 就学義務の終了

（全課程修了者の通知）

第22条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導

関係法令・通知

	を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

学校教育法施行規則（抄）（平成 20 年 3 月 28 日改正文部科学省令第 5 号）

第 1 章 総 則

第 1 節 設置廃止等

- 第 1 条** 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。
- 2 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第 2 章 義務教育

第 30 条 学校教育法施行令第 1 条第 1 項 の学齢簿に記載（同条第 3 項 の規定により磁気ディスクをもって調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 1 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別
 - 2 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係
 - 3 就学する学校に関する事項
 - イ 当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日
 - ロ 学校教育法施行令第 9 条 に定める手続きにより当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
 - ハ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
 - 4 就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第 20 条又は第 21 条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日
 - 5 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第 18 条 の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日
 - 6 その他必要な事項 市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項
- 2 学校教育法施行令第 2 条 に規定する者について作成する学齢簿に記載をすべき事項については、前項第 1 号、第 2 号及び第 6 号の規定を準用する。

第 31 条 学校教育法施行令第 2 条の規定による学齢簿の作成は、10 月 1 日現在において行うものとする。

第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条 に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当

該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

第 35 条 学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

第 8 章 特別支援教育

第 118 条 特別支援学校の設備、編制その他設置に関する事項及び特別支援学級の設備編制は、この章及び特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）に定めるもののほか、別に定める。

第 119 条 特別支援学校においては、学校教育法第 72 条 に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。

第 124 条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、第 5 項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

第 125 条 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

第 126 条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、特別の教科道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害者である児童を教育する場合を除く。）によつて編成するものとする。

第 127 条 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、特別の教科道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項において「国語等」という。）の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。）とする。

3 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第 129 条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第 128 条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第 3 及び別表第 5 に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第 129 条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な探究の時間によつて編成するものとする。

第 129 条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学校、中学校及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第 130 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第 126 条から第 128 条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第 3 及び別表第 5 に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

関係法令・通知

第 131 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第 132 条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 126 条から第 129 条までの規定によらないことができる。

第 133 条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前二条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第 128 条及び第 129 条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第 134 条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第 135 条 第 43 条から第 49 条まで（第 46 条を除く。）、第 54 条、第 59 条から第 63 条まで、第 65 条から第 68 条まで及び第 82 条の規定は、特別支援学校に準用する。

2 第 57 条、第 58 条、第 64 条及び第 89 条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3 第 35 条、第 50 条第 2 項及び第 53 条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

4 第 35 条、第 50 条第 2 項、第 70 条、第 71 条及び第 78 条の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第 70 条、第 71 条、第 81 条、第 90 条第 1 項から第 3 項まで、第 91 条から第 95 条まで、第 97 条第 1 項及び第 2 項、第 98 条から第 100 条まで並びに第 104 条第 3 項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第 97 条第 1 項及び第 2 項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第 2 項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第 136 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、15 人以下を標準とする。

第 137 条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第 81 条第 2 項 各号に掲げる区分に従って置くものとする。

第 138 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第 139 条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

1 言語障害者

2 自閉症者

3 情緒障害者

4 弱視者

5 難聴者

6 学習障害者

7 注意欠陥多動性障害者

8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学

校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

学校保健安全法（抄）

（平成 20 年 6 月 18 日改正法律第 73 号）

第 2 章 学校保健

第 3 節

（就学時の健康診断）

第 11 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第 17 条第 1 項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

第 12 条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第 17 条第 1 項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行令（抄）

（平成 21 年 3 月 25 日改正政令第 53 号）

（就学時の健康診断の時期）

第 1 条 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第 11 条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 2 条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから 4 月前（同令第 5 条、第 7 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 18 条の 2 に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、3 月前）までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

（検査の項目）

第 2 条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 1 栄養状態
- 2 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 3 視力及び聴力
- 4 眼の疾病及び異常の有無
- 5 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 6 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 7 その他の疾病及び異常の有無

（保護者への通知）

関係法令・通知

第3条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たって、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第11条に規定する者の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

（就学時健康診断票）

第4条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、文部科学省令で定める様式により、就学時健康診断票を作成しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから15日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

学校保健安全法施行規則（抄）

平成21年3月31日改正文部科学省令第10号

第2章 健康診断

第1節 就学時の健康診断

（方法及び技術的基準）

第3条 第11条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 2 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
- 3 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 4 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 5 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 6 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 7 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 8 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 9 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 10 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

写

17 文科初第 1177 号

平成 18 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添 1 のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年文部科学省令第 22 号）」（以下「改正規則」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。また、別添 2 のとおり「学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（平成 18 年文部科学省告示第 54 号）」（以下「改正告示」という。）が、平成 18 年 3 月 31 日に告示され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- (1) 平成 14 年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害（以下「LD」という。）・注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約 6 % 程度の割合で在籍している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍している LD 又は ADHD の児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省

関係法令・通知

令第 11 号) 以下「旧規則」という。) 第 73 条の 21 に基づく特別の指導 (以下「通級による指導」という。) を実施することができることとする必要があること。あわせて、旧規則第 73 条の 21 第 2 号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

- (2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾力化するとともに、LD 又は ADHD の児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第 2 改正の内容

- (1) 学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) の一部改正

- ① 通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとすること。(改正規則による改正後の学校教育法施行規則 (以下「新規則」という。) 第 73 条の 21 第 6 号及び第 7 号関係)
- ② 旧規則第 73 条の 21 第 2 号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」(平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等教育局長通知) において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。(新規則第 73 条の 21 第 2 号及び第 3 号関係)
- ③ ①及び②の改正に伴い、旧規則第 73 条の 21 各号の規定を整備すること。(新規則第 73 条の 21 第 4 号、第 5 号及び第 8 号関係)

- (2) 学校教育法施行規則第 73 条の 21 第 1 項の規定による特別の教育課程について定める件 (平成 5 年文部省告示第 7 号) の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間 35 単位時間から 280 単位時間までとすること。また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月 1 単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までとすること。(改正告示による改正後の学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定による特別の教育課程について定める件 2 関係)

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

写

17 文科初第 1178 号
平成 18 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
錢 谷 眞 美

(印影印刷)

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等局長通知）（以下「291 号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291 号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におお

むね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（１）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（２）のとおりであること。

なお、291号通知の記の第１の２のｂの（１）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（１）の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

（１）障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（２）留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必

関係法令・通知

要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

写

17 文科初第 1138 号
平成 18 年 3 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国立大学学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び
学校教育法施行令第 8 条に基づく就学校の変更の取扱いについて（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 18 年文部科学省令第 5 号）が平成 18 年 3 月 30 日に公布されるとともに、関連する告示が公示され、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、

- ① 市町村の教育委員会は、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとする（就学校の指定に係る通知関係）
- ② （略）
- ③ （略）

これらの改正の趣旨、内容、留意点及び就学校の変更の取扱いについては、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村に、各都道府県知事等におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第 1 就学校の指定に係る通知関係及び就学校の変更の取扱いについて

1. 改正の趣旨

学校教育法施行令第 8 条により、市町村の教育委員会は、就学校の指定を行う場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、指定した就学校を変更することができるこ

関係法令・通知

ととされているが、この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、市町村の教育委員会が就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとする。

2. 改正の内容

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更について同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。（学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第32条第2項関係）

3. 今回の改正及び就学校の変更の取扱いに係る留意事項

- (1) 市町村の教育委員会は、指定した就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関する事項を定め、公表するものとされている（施行規則第33条）が、市町村の教育委員会が、今回の改正後の規定に基づき、就学校の指定に係る通知において、就学校の指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示す場合には、当該要件及び手続に関する事項についても併せて示すことが望ましいこと。
- (2) 市町村の教育委員会が上記の要件及び手続に関する事項を定める際には、当該手続に関する事項として、保護者の申立に係る申立先、申立を受け付ける期間等を具体的に定めるとともに、当該要件に関する事項として、当該教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由を予め明確に定めておくことが望ましいこと。
- (3) 就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、別途送付している「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」等も参考にしつつ、各教育委員会において、地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであること。
- (4) 学年の途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、市町村の教育委員会は、相当と認めるときは、就学校の変更を適切に行うこと。

写

19 文科初第 125 号
平成 19 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支

援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教

育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修会等実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO 等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 55 号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第 18 条の 2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」（平成 16 年 12 月 10 日法律 167 号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号 文部科学省関係局長進名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成 17 年 12 月 8 日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 21 日法律第 80 号）
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成 18 年 7 月 18 日付け 18 文科初第 446 号文部科学事務次官通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科初第 1290 号文部科学事務次官通知）
- ・「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」（平成 29 年 4 月告示）

○ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ:
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ:
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

「発達障害」の用語の使用について

平成 19 年 3 月 15 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

今般、当課においては、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から、下記のとおり整理した上で、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に換えることとしましたのでお知らせします。

記

1. 今後、当課の文書で使用する用語については、原則として「発達障害」と表記する。
また、その用語の示す障害の範囲は、発達障害者支援法の定義による。
 2. 上記 1 の「発達障害」の範囲は、以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、高機能のみならず自閉症全般を含むなどより広いものとなるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
 3. 上記により「発達障害」のある幼児児童生徒は、通常の学級以外にも在籍することとなるが、当該幼児児童生徒が、どの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断されるべきものである。
 4. 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
 5. 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。
- ※詳細については、別紙 1～5 をご参照ください。

発達障害の法令上の定義

○発達障害者支援法（平成16年12月10日 法律第167号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○発達障害者支援法施行令（平成17年4月1日 政令第150号）（抄）

内閣は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項、第14条第1項及び第25条の規定に基づき、この政令を制定する。

（発達障害の定義）

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○発達障害者支援法施行規則（平成17年4月1日 厚生労働省第81号）（抄）

発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第1条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

平成17年4月1日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

<別紙2>

発達障害者支援法で定義された「発達障害」の範囲図

<発達障害者支援法>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害
学習障害
注意欠陥多動性障害
その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令で定めるもの

<発達障害者支援法施行令(政令)>

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現するもののうち、
言語の障害
協調運動の障害
その他厚生労働省令で定める障害

<発達障害者支援法施行規則(厚生労働省令)>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く、
心理的発達の障害 (ICD-10のF80-F89 ※)
行動及び情緒の障害 (ICD-10のF90-F98 ※)

※<文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知>

「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴う場合においても、法の対象とするものである。

(平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号 厚生労働省発障第 0401008 号 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知) (抄)

発達障害者支援法の施行について

発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号(以下「法」という))は、平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令(平成 17 年政令第 150 号)」(以下「令」という)が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則(平成 17 年厚生労働省令第 81 号)」(以下「規則」という)が公布され、いずれも本日から施行されるところである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようにご配慮願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること(法第 1 条関係)

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害、(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害言語の障害及び協調運動の障害を除く)」とされていること

これらの規定により想定される、法や対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。(第 2 条関係)

(以下略)

<別紙 4>

（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初大 211 号 文部科学省初等中等教育局長、同高等教育局長及び同スポーツ・青少年局長通知）（抄）

発達障害のある児童生徒等への支援について

「発達障害者支援法」（平成 16 年法律第 167 号）、「発達障害者支援法施行令」（平成 17 年政令第 150 号）及び「発達障害者支援法施行規則」（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」（平成 17 年 4 月 1 日付け文科初第 16 号・厚生労働省発障第 0401008 号）をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

第 1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-89）」及び「小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-98）」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症及びアスペルガー症候群（以下「LD 等」という。）の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

（以下略）

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）（抄）

F80-F89 心理的発達の障害

- ・ F80 会話及び言語の特異的発達障害 ・ F80. 0 特異的会話構音障害
 - ・ F80. 1 表出性言語障害
 - ・ F80. 2 受容性言語障害
 - ・ F80. 3 てんかんを伴う後天性失語（症）〔ランドウ・クレフナー症候群〕
 - ・ F80. 8 その他の会話及び言語の発達障害
 - ・ F80. 9 会話及び言語の発達障害，詳細不明
- ・ F81 学習能力の特異的発達障害
 - ・ F81. 0 特異的読字障害
 - ・ F81. 1 特異的書字障害
 - ・ F81. 2 算数能力の特異的障害
 - ・ F81. 3 学習能力の混合性障害
 - ・ F81. 8 その他の学習能力発達障害
 - ・ F81. 9 学習能力発達障害，詳細不明
- ・ F82 運動機能の特異的発達障害
- ・ F83 混合性特異的発達障害
- ・ F84 広汎性発達障害 ・ F84. 0 自閉症
 - ・ F84. 1 非定型自閉症
 - ・ F84. 2 レット症候群
 - ・ F84. 3 その他の小児<児童>期崩壊性障害
 - ・ F84. 4 知的障害〈精神遅滞〉と常同運動に関連した過動性障害
 - ・ F84. 5 アスペルガー症候群
 - ・ F84. 8 その他の広汎性発達障害
 - ・ F84. 9 広汎性発達障害，詳細不明
- ・ F88 その他の心理的発達障害
- ・ F89 詳細不明の心理的発達障害

F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

- ・ F90 多動性障害
 - ・ F90. 0 活動性及び注意の障害
 - ・ F90. 1 多動性行為障害
 - ・ F90. 8 その他の多動性障害
 - ・ F90. 9 多動性障害，詳細不明
- ・ F91 行為障害
 - ・ F91. 0 家庭限局性行為障害
 - ・ F91. 1 非社会化型<グループ化されない>行為障害
 - ・ F91. 2 社会化型<グループ化された>行為障害
 - ・ F91. 3 反抗挑戦性障害
 - ・ F91. 8 その他の行為障害
 - ・ F91. 9 行為障害，詳細不明
- ・ F92 行為及び情緒の混合性障害

- ・ F92. 0 抑うつ性行為障害
- ・ F92. 8 その他の行為及び情緒の混合性障害
- ・ F92. 9 行為及び情緒の混合性障害，詳細不明
- ・ F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害
 - ・ F93. 0 小児<児童>期の分離不安障害
 - ・ F93. 1 小児<児童>期の恐怖症性不安障害
 - ・ F93. 2 小児<児童>期の社交不安障害
 - ・ F93. 3 同胞抗争障害
 - ・ F93. 8 その他の小児<児童>期の情緒障害
 - ・ F93. 9 小児<児童>期の情緒障害，詳細不明
- ・ F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
 - ・ F94. 0 選択（性）かん<緘>黙
 - ・ F94. 1 小児<児童>期の反応性愛着障害
 - ・ F94. 2 小児<児童>期の脱抑制性愛着障害
 - ・ F94. 8 その他の小児<児童>期の社会的機能の障害
 - ・ F94. 9 小児<児童>期の社会的機能の障害，詳細不明
- ・ F95 チック障害
 - ・ F95. 0 一過性チック障害
 - ・ F95. 1 慢性運動性又は音声性チック障害
 - ・ F95. 2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害〔ドゥラトゥーレット症候群〕
 - ・ F95. 8 その他のチック障害
 - ・ F95. 9 チック障害，詳細不明
- ・ F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
 - ・ F98. 0 非器質性遺尿（症）
 - ・ F98. 1 非器質性遺糞（症）
 - ・ F98. 2 乳幼児期及び小児<児童>期の哺育障害
 - ・ F98. 3 乳幼児期及び小児<児童>期の異食（症）
 - ・ F98. 4 常同性運動障害
 - ・ F98. 5 吃音症
 - ・ F98. 6 早口<乱雑>言語症
 - ・ F98. 8 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
 - ・ F98. 9 小児<児童>期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

19 教学義第 2188 号
平成 20 年 4 月 1 日

区市町村教育委員会学務担当課長 殿

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
松 尾 正 純
(公印省略)

都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導の
実施について（通知）

日頃より、東京都の特別支援教育に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

東京都では、「東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画」に基づき実施しました都立特別支援学校における通級による指導の試行の成果を踏まえ、平成 20 年度から、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

記

1 実施校

(1) 視覚障害

都立葛飾盲学校、都立久我山盲学校、都立八王子盲学校

(2) 聴覚障害

都立大塚ろう学校、都立立川ろう学校、都立葛飾ろう学校

2 指導の対象

区市町村立小・中学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害がある児童・生徒

ただし、居住する区市町村の小・中学校に弱視又は難聴の通級指導学級が設置されている場合は、その通級指導学級に通うことを原則とする。

3 その他

通級による指導を開始するに当たっての手続き等については、6 月に開催を予定しています「就学相談事務担当者説明会」において説明する予定です。

20 教学特 1143 号
平成 21 年 2 月 24 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
大 原 正 行
(公印省略)

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）

このことについて、別添（写し）のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、通知の趣旨、内容及び下記事項に十分留意の上、適切に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 本通知の 2. 留意事項（1）にあるように、今回の取扱いは、現行の枠組みや対象となる障害の程度を変更するものではなく、各学校においては従前どおり、設置している学級において一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を実施するものであることに十分留意すること。
- 2 本通知に伴い、東京都における情緒障害特別支援学級についても、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称を改める。
なお、今回の取扱いは、学校教育法第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級についてのものであり、通級指導学級については、従前どおり「情緒障害等通級指導学級」とする。

写

23文科初第62号
平成23年8月5日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

山中伸一

(印影印刷)

障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

このたび、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年法律第90号。以下「改正法」という。）が、平成23年8月5日に公布され、一部を除き同日に施行されることに伴い、別添のとおり内閣府より通知が発出されたところです。教育部分の改正については、第1の改正の概要のとおり、同日に施行されますので、十分に御了知の上、適切な対応を図るようお願いいたします。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、改正法について、域内の市町村教育委員会、所管又は附属の学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の概要（法第16条（教育））

- （1） 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。

- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

第2 今後の対応

就学手続きに関して、今般の障害者基本法の改正や中央教育審議会の審議等を踏まえ、文部科学省において、速やかに制度改正等を行うことを検討していること。

※別添及び参考資料省略

関係法令・通知

23 教学特第 640 号
平成 23 年 9 月 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
大 原 正 行
(公印省略)

障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

このたび、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 90 号。以下「改正法」という。）が、平成 23 年 8 月 5 日に公布され、一部を除き同日に施行されました。このことに伴い、教育部分の改正について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたので、十分に御了知の上、適切な対応を図るようお願いします。

なお、東京都教育委員会においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加を目指すためには、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が大切であるという方針に変わりのないことを申し添えます。今後、国において就学手続に関する制度改正等が行われた場合には、改めて通知します。

このことを踏まえ、各区市町村教育委員会におかれては、改正法について、域内の小学校又は中学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

担 当

〔特別支援教育全般〕

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

電話 (03) 5320-6753

〔教育内容・方法、交流及び共同学習〕

東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課

電話 (03) 5320-6847

〔就学相談〕

東京都特別支援教育推進室

電話 (03) 5228-3433

事務連絡
平成24年4月18日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害児福祉主管課 御中

各 { 都道府県教育委員会担当課
指定都市教育委員会担当課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の
学校設置会社主管課 } 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正（以下「改正法」という。）され、本年4月から相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたところです。

相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等については下記のとおりですが、これらの改正された内容が機能し、障害児支援が適切に行われるためには、学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいと考えます。

つきましては、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し周知をお願いします。また、各都道府県及び市町村の福祉部局においては、教育部局に対し新制度について説明・情報提供するな

ど、福祉行政と教育行政の相互連携に配慮いただけるようお願いします。

記

1 相談支援の充実について

改正法により、本年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービス等の障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画等」を作成することになりました。障害児支援利用計画等の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、障害児とその家族の地域生活を支える観点から、福祉サービスだけでなく、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要です。特に学齢期においては、障害児支援利用計画等と個別の教育支援計画等の内容との連動が必要であり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

2 障害児支援の強化について

(1) 児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し

本年4月から児童福祉法第4条第2項に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の

「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」を追加することとなり、発達障害児についても障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられました。

(2) 障害児施設の一元化

障害児施設の施設体系は、従前は知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設

設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていましたが、本年4月から、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障害児施設体系については、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとなりました。

(3) 放課後等デイサービスの創設

改正法により、学齢期における障害児の放課後等対策の強化を図るため、障害児通所支

援の一つとして、本年4月から「放課後等デイサービス」が創設されました。放課後等デイサービスの対象は、児童福祉法上、「学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」とされ、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなりました。

放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支

援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともにそれぞれの役割分担が重要です。個々の障害児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議するなど必要な連携を図るようお願いします。

また、従前の障害者自立支援法に基づく児童デイサービスにおいては、特別支援学校等

と児童デイサービス事業所間の送迎は加算（※１）の対象でありませんでした。放課後等デイサービスの創設に伴い、本年４月から、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎を新たに加算の対象とすることとなりましたので、学校と事業所間の送迎が円滑に行われるようご配慮願います。

＜加算対象の要件＞

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、以下のいずれかに該当し、それ

が障害児支援利用計画に記載されている場合（※２）に加算の対象となります。

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の障害児の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適切でない場合
- ③ 学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎が通学から外れるなど特別支援教育就学奨励費の対象とならない場合
- ④ その他市町村が必要と認める場合（※３）

（※１）送迎加算は、児童デイサービス事業所が障害児を送迎車等により事業所へ送迎した場合に、事業所が市町村に対して児童デイサービス費の中で加算として請求できることになっています。これまでは、自宅と事業所間の送迎のみ加算の対象としていました。

（※２）障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校と事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとします。

（※３）④は、例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業者との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合等が考えられます。

（４）保育所等訪問支援の創設

改正法により、保育所等における集団生活への適応支援を図るため、障害児通所支援の一つとして、本年４月から「保育所等訪問支援」が創設されました。このサービスは、訪問支援員（障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等）が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。訪問先として、保育所や幼稚園などの就

関係法令・通知

学前の子どもが通う施設の他、就学後であっても就学前の支援方法を引き継ぐなど円滑な移行を図る必要がある等の場合には小学校等への訪問も想定しています。支援内容は、授業の補助や介助業務ではなく、①障害児本人に対する支援（集団適応のための必要な訓練等）、②訪問先施設の職員に対する支援（支援方法等に関する情報共有や指導等）の専門的な支援を行うこととなります。

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

（５）個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等における計画的な支援と質の向上を図るため、障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置することが義務付けられました。これにより障害児通所支援事業所等を利用するすべての障害児に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた障害児入所支援及び障害児通所支援に係る個別支援計画を作成し、効果的かつ適切に障害児支援を行うとともに、支援に関する客観的評価を行うこととなります。

学齢期の障害児が障害児通所支援事業所等を並行して利用する場合も想定されることから、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の理解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

本法律の概要や施行のための関係情報については、以下のURLに掲載されております。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsukais_eihou/index.html

本件連絡先

【福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係
(電話) 03-3595-2608
(FAX) 03-3591-8914

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課振興係
(電話) 03-6734-3192
(FAX) 03-6734-3737

写

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条 殿
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中伸一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

関係法令・通知

1 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

- 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない

らない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

写

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条 殿
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜 平
(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」

（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりです。ので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の

意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程

関係法令・通知

度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。

同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援

関係法令・通知

の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-6734-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

25 教学特第 1351 号
平成 26 年 2 月 28 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
比 留 間 英 人

障害のある幼児・児童・生徒の就学相談に当たって（通知）

平成 25 年 9 月 1 日に施行された「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 244 号）に伴い、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号）が通知され、これまでの就学支援資料が「教育支援資料（※P 4 参照）」として改定されました。

これらの改定等に伴い、東京都教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すためには、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が大切であるという方針の下、児童・生徒等の就学相談に当たって留意すべき事項等を下記のとおり通知します。

区市町村教育委員会におかれては、本通知を十分に御了知の上、就学相談を実施するとともに、域内の小学校、中学校又は中等教育学校に対して、適切に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知により、「障害のある児童・生徒の就学相談にあたって（通知）」（平成 14 年 8 月 27 日付 14 教学義就第 108 号）は廃止いたします。

記

第 1 児童・生徒等の就学すべき学校の決定について

区市町村教育委員会は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校に就学させるべき者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する程度の者（以下「視覚障害者等」という。）については、その障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情（以下「障害の状態等」という。）を総合的に勘案して、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程（以下「小・中学校等」という。）又は特別支援学校のうち、最もふさわしい就学先を決定することとする。

1 就学先の決定に当たっての留意事項

区市町村教育委員会は、児童・生徒等の就学先の決定に当たって、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案し、判断を行うこと。

なお、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当しない児童・生徒等は、特別支援学校への就学の対象とはならないことに留意すること。

2 小・中学校等への就学に関する事務

区市町村教育委員会は、小・中学校等に就学させることが適当であると認める者について、その保護者に対し、総合的な判断の結果について了解を得た上で、学校教育法施行令第 5 条に基づき、翌学年の初めから二月前までに、就学すべき小・中学校等と入学期日を通知すること。

関係法令・通知

また、併せて以下の事務を行うこと。

(1) 校長への通知

区市町村教育委員会は、視覚障害者等のうち、小・中学校等に就学させるべき者については、その旨を就学先の小・中学校等の校長に通知する。必要な通知の様式及び方法等については、各区市町村が定めるものとする。

(2) 学齢簿

視覚障害者等で、小・中学校等に就学させるべき者については、学齢簿にその旨を記載する。なお、記載の仕方については各区市町村教育委員会が定めるものとする。

(3) 児童・生徒等の障害に変化が生じた場合

視覚障害者等で、小・中学校等に就学している者のうち、その障害が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度ではなくなった場合には、速やかに学齢簿の加除訂正を行い、適正な事務処理を行うこと。また、小・中学校等に就学している者のうち、新たに視覚障害者等となった者についても、適切な事務を行うこと。

3 特別支援学校への就学に関する事務

区市町村教育委員会は、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者（以下「認定特別支援学校就学者」という。）について、その保護者に対し、総合的な判断の結果について了解を得た上で、学校教育法施行令第11条に基づき、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を都教育委員会に通知すること。

また、都教育委員会に「特別支援学校への就学についての通知」を行う際には、副籍を置く小・中学校等を指定し、通知することが望ましい。

第2 保護者及び専門家からの意見聴取等について

学校教育法施行令第18条の2に基づく保護者及び専門家からの意見聴取については、小学校又は特別支援学校の小学部への就学に関することだけでなく、視覚障害者等が中学校又は特別支援学校中学部へ新たに就学する場合や小・中学校と特別支援学校間の転学、区域外就学の終了等の場合にも行うこととする。

1 調査・審議機関（就学支援委員会等）の設置について

区市町村教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の児童・生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴く場として、以下のことに留意し、就学支援委員会等の調査・審議機関（以下、「就学支援委員会等」という。）を設置すること。ただし、町村教育委員会で就学支援委員会等の設置が困難な場合は、当該教育委員会は必要な専門的知見を有する者等から意見を聴取すること。

(1) 就学支援委員会等の名称や構成員及び所掌事項、運営方法等について、条例・規則・要綱等に定めること。

(2) 構成員には、教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を的確に行うために必要な専門的知見を有する者を含むこと。また、判断に当たっては、積極的に当該児童・生徒等の主治医や就学前機関の職員等の参加を求めるなど、必要な対応を図ること。

2 保護者からの意見聴取及び説明について

区市町村教育委員会は、就学先の決定に当たって、児童・生徒等の可能性を最大限に伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重する。ただし、保護者の意見と児童・生徒等の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意すること。

そのため、就学支援委員会等における調査・審議の内容及び判断結果については、分かりやすく適切な方法で保護者に伝えるなど、就学支援委員会等における調査・審議のプロセスの透明性の確保と保護者等に対する十分な説明を行うこと。

また、区市町村教育委員会は、教育的ニーズと必要な支援について、本人・保護者に対して十分な情報提供をしつつ、本人・保護者と小・中学校等及び区立特別支援学校との合意形成を図ること。

3 就学支援ファイルの作成と活用

区市町村教育委員会は、保護者との合意形成を図る過程で、就学前機関で作成された障害児支援計画等を有効に活用し、就学支援ファイルを作成して、情報の一元化に努めること。

第3 就学支援体制の整備について

区市町村教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、専門家による巡回指導や、関係者に対する研修を実施する等、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備に努めることとする。

1 就学相談の過程における保護者の関与及び十分な情報提供

保護者には、子供の可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報を提供する必要がある。そのために、以下の取組等について、学校との連携や協力を十分に図りながら、保護者へ積極的に働き掛けること。

(1) 保護者への事前の情報提供や就学に関するガイダンス

啓発資料の活用や、先輩の保護者等の経験に学ぶ機会を設定するとともに、本格的な就学期の相談が開始される早期の適切な時期に、本人・保護者に対し、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどの説明を行うこと。

(2) 保護者面談等

就学に関するガイダンスを実施した上で、保護者面談や児童・生徒等の行動観察により、発達や障害の状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意見などを把握するとともに、就学先に対しての保護者の希望等について聴取すること。

(3) 学校見学や体験入学

学校見学や体験入学の機会を有効活用して、保護者の学校教育に対する期待を踏まえ、就学後の学習内容や指導等について具体的に説明すること。学校見学到当たっては、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など、いくつかの就学予定先の見学の機会を設け、子供の就学先決定に当たって幅広い情報を保護者に提供すること。

2 就学支援委員会等の機能の拡充

区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会等においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下の機能の拡充を図ること。

(1) 児童・生徒等の状態を早期から把握する観点から、教育相談を担当する機関や部署との連携により、児童・生徒等の情報を早期から継続的に把握すること。

(2) 就学移行期においては、区市町村教育委員会及び関係機関と連携し、児童・生徒等や保護者に対する情報提供を行うこと。

(3) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。

(4) 区市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。

(5) 就学先についての区市町村教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、区市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。

(6) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

(7) 就学後においても、必要に応じ就学先の変更等について助言を行うこと。

(8) 児童・生徒等が、教育を受けるために必要かつ適当な変更・調整について、その妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

関係法令・通知

第4 障害の状態等の変化を踏まえた小・中学校等と特別支援学校間の転学について

小・中学校等と特別支援学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、全ての関係者の共通理解とするため、個別的教育支援計画等に基づく関係者による定期的な会議等の実施や、必要に応じて個別的教育支援計画等を見直し、就学先を変更できるように、以下のとおり取り扱うこととする。

1 小・中学校から特別支援学校への転学

小・中学校に在籍する視覚障害者等が、障害の状態等の変化により、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと当該小・中学校の校長が思料する場合及び小・中学校に在学する児童・生徒が新たに視覚障害者等となった場合、当該小・中学校の校長は、その旨を、区市町村教育委員会へ通知すること。

区市町村教育委員会は、当該児童・生徒について再度就学先の検討を行い、就学先について決定すること。

なお、認定特別支援学校就学者については、その保護者に対し、総合的な判断の結果について了解を得た上で、都教育委員会に通知すること。

2 特別支援学校から小・中学校への転学

特別支援学校に在籍する児童・生徒について、障害の状態等に変化があり、当該特別支援学校の校長が、小・中学校への転学が適当であると思料する場合は、その旨を、都教育委員会を経由して区市町村教育委員会へ通知すること。区市町村教育委員会は、当該児童・生徒について再度就学先の検討を行い、就学先について決定すること。

なお、特別支援学校に在学する児童・生徒が視覚障害者等でなくなった場合についても、当該特別支援学校の校長から都教育委員会への通知を経て、都教育委員会から区市町村教育委員会へ通知すること。

第5 視覚障害者等の区域外就学について

区市町村教育委員会は、学校教育法施行令第9条、第10条、第17条及び第18条の規定に基づき、視覚障害者等である児童・生徒等の区域外就学に関する事務を以下のとおり行うこととする。

1 区域外就学を開始する場合

区市町村教育委員会は、保護者から区域外就学に関する申請書及び区域外の小・中学校等又は特別支援学校の就学を承諾する権限を有する者（以下「設置者等」という。）の就学を承諾する旨の書面を受理し、当該児童・生徒等が就学を希望する区域外の小・中学校等又は特別支援学校の設置者等の定めに従い、適切な手続を行うこと。

なお、都教育委員会への通知が必要なものについては、速やかに区市町村教育委員会から都教育委員会に通知すること。

2 区域外就学を終了する場合

区市町村教育委員会は、視覚障害者等である児童・生徒等の区域外就学を終了する旨の通知を当該小・中学校等又は特別支援学校の校長から受理し、改めて、当該児童・生徒等の就学先について判断し、決定すること。

※「教育支援資料」については、以下を参照のこと。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

写

27 文科初第 1058 号
平成 27 年 11 月 26 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を 殿
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
独立行政法人教員研修センター理事長

文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤子
(印影印刷)
文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎
(印影印刷)

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進
に関する対応指針について（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 11 条の規定の例により、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年文部科学省告示第 180 号。以下「本指針」という。）【別添 1】を策定し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしました。

本指針の初等中等教育分野、専修学校及び各種学校、社会教育分野に関する概要及び留意事項については、下記のとおりです。

初等中等教育分野においては、学校法人、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に規定する学校設置会社、学校教育法（昭和 28 年政令第 340 号）附則第 6 条の規定により幼稚園を設置する法人及び個人（以下「学校法人等」という。）の事業者が本指針の対象となることから、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所管の学校法人等に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

私立の専修学校及び各種学校を設置する事業者についても本指針の対象となることから、各都道府県におかれては、所管の専修学校及び各種学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

さらに、社会教育分野においては、私立の社会教育施設や社会教育関係団体が本指針の対象となることから、域内の私立の社会教育施設や社会教育関係団体に対して、特に別紙 1 を参照の上、適切に対応がなされるよう、下記について周知を図るとともに、必要な指導又は助言をお願いします。

各教育委員会及び公立学校、国公立の専修学校及び各種学校、公立の社会教育施設は本指針の直接の対象ではありませんが、都道府県教育委員会及び国立大学法人におかれては、所管の学校（専修

関係法令・通知

学校及び各種学校を含む。）、社会教育施設及び域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会が法に適切に対応するための参考となるよう、下記について周知を図るとともに、今後、法第10条第1項の規定に基づき、職員が適切に対応するために必要な要領（以下「都道府県対応要領」という。）を策定する際には、本指針及び法第9条第1項に基づいて文部科学省が策定する対応要領（以下「文部科学省対応要領」という。）も参照ください。また、域内の市町村教育委員会が法第10条第1項の規定に基づく要領（以下「市町村対応要領」という。）を策定する際には、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

なお、文部科学省対応要領については、策定後、別途通知する予定です。

記

1 本指針の概要

第1 趣旨

1 法の制定の経緯

法は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とすること。

2 法の基本的な考え方

- (1) 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれること。
- (2) 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としていること。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることから、対応指針の対象外となること。なお、同法において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意すること。

3 本指針の位置付け

本指針は、法第11条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）【別添2】に即して、法第8条に規定する事項に関し、文部科学省が所管する分野における事業者（以下「関係事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものであること。

事業者とは、商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）、すなわち、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、学校法人、宗教法人、非営利事業を行う社会福祉法人及び特定非営利活動法人を含むこと。

4 留意点

本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、

できるだけ取り組むことが望まれることを意味すること。

関係事業者における取組は、本指針を参考にして自主的に行われることが期待されるが、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされていること。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、文部科学大臣は、関係事業者に対して、本指針に係る十分な情報提供を行うとともに、第5のとおり、相談窓口を設置すること。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害であること。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、法第8条第1項に規定する不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）ではないこと。

イ 障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、後述する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらないこと。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合であること。関係事業者は、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいこと。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙1のとおりであること。

なお、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなり、別紙1の具体例は、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要があること。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）

関係法令・通知

をするように努めなければならないこと。

ア 合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があること。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2(2)で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、後述する環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましいこと。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられ、本人の意思の表明が困難な場合には、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むこと。

なお、意思の表明が困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明も支援者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいこと。

エ 合理的配慮は、事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなること。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要であること。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人との人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましいこと。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましいこと。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましいこと。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましいこと。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模

⑤ 財政・財務状況

(3) 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例は別紙 1 のとおりであること。

掲載した具体例については、過重な負担が存在しないこと、事業者に強制する性格のものではないこと、さらに、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要があること。

第 3 関係事業者における相談体制の整備

関係事業者においては、障害者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要であること。また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましいこと。なお、ホームページによる周知に際しては、視覚障害者、聴覚障害者等の情報アクセシビリティに配慮することが望ましいこと。

また、実際の相談事例については、プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましいこと。

第 4 関係事業者における研修・啓発

関係事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要であること。

特に学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましいこと。

研修・啓発においては、文部科学省や独立行政法人等が提供する各種情報を活用することが効果的であること。また、研修・啓発の内容によっては、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携して実施することも効果的であること。

第 5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

生涯学習・社会教育分野 生涯学習政策局生涯学習推進課及び同局社会教育課

初等中等教育分野 初等中等教育局特別支援教育課

高等教育分野 高等教育局学生・留学生課

科学技術・学術分野 科学技術・学術所管部局事業所管各課室

スポーツ分野 スポーツ庁健康スポーツ課

文化芸術分野 文化庁文化所管部局事業所管各課室

別紙 1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

【別添 1】のとおり。

別紙 2 分野別の留意点

学校教育分野

1 総論

学校教育分野においては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第 24 条、障害者基本法第 4 条第 1 項及び第 16 条第 1 項、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条第 2 項等の規定も踏まえて、既に取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央

関係法令・通知

教育審議会初等中等教育分科会が平成24年7月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「報告」という。）等により示されていること。専修学校及び各種学校を設置する事業者においては、後述する教育段階の留意点を参考として対応することが望ましいこと。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当であり、主として以下の点に留意すること。

ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。

イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。

ウ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。

エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要であること。

オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましいこと。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的であること。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいこと。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特

別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要であること。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、後述する校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めること。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置すること。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成すること。

学校においては、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要であること。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要であること。

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としていること。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であること。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができること。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要であること。

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校

関係法令・通知

校をいう。以下同じ。)が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれること。

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④ 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的であること。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいこと。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを発揮し、大学等全体として、学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要であること。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図ること。

なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましいこと。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましいこと。

これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要であること。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校な

ど)の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討すること。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法であること。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の人間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要であること。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要であること。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要であること。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要であること。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれること。

2 留意事項

第1 学校法人等における対応の留意事項

本指針における関係事業者に当たる学校法人等は、次の点に留意しつつ、法に適切に対応することが必要であること。

(1) 特別支援教育の理念

全ての学校において、障害のある幼児、児童及び生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児、児童及び生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っていること。

(2) 合理的配慮の提供（本指針第2の2及び別紙2「学校教育分野」の2(1)）

ア 対話による合意形成

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、学校法人等及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること。

学校法人等は、本人・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要

関係法令・通知

としている旨の意思の表明があった場合において、均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。対話においては、現在必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

イ 個別的教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別的教育支援計画に明記し、当該幼児、児童及び生徒に関わる教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。また、進学等の移行期の引継ぎにより、一貫した組織的な支援が行われるようにすること。

ウ 合理的配慮の柔軟な見直し

合理的配慮は、その障害のある子供が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、学校法人等及び本人・保護者との間で共通理解とすること。

エ 公立学校の事例の活用

本指針は、「同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい」（第2の2(1)カ）としており、学校法人等においては、公立学校の合理的配慮の提供例を参考とし、過重な負担とならない範囲で、同様の対応に努めることが望ましいこと。その際、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の活用が有効であること。

(3) 相談体制の整備（本指針第3及び別紙2「学校教育分野」の2(3)）

学校の校長は、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する校内委員会の設置を一層徹底し、本人・保護者からの相談に組織的かつ迅速に対応する体制を整備すること。

各学校の設置者は、各学校における必要な環境の整備に努めると共に、このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応すること。

学校法人等においては、相談窓口や相談を受け付けた後の手続の流れについて、あらかじめ周知し、本人・保護者が相談体制を利用しやすい環境作りに努めること。

第2 教育委員会等における対応

教育委員会及びその設置する学校（以下「教育委員会等」という。）においては、法に適切に対応するに当たり、「第1 学校法人等における対応の留意事項」の各項目（(2)エを除く。）にも十分留意すること。さらに、公的な教育を担う機関として、次の点にも留意すること。

(1) 公的な教育機関としての責任

学校は、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある幼児、児童及び生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担う機関でもある。全ての教育委員会等において、公的な教育機関としての役割の重要性和その責任を十分認識し、特別支援教育の推進に努めること。

(2) 研修・啓発の推進

法の施行を契機として、従来から取り組みが進められている教員の専門性の向上に加え、全ての教職員が、法の趣旨を理解し、適切に対応できるようにするための研修・啓発を行うこと。研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるように

することが望ましいこと。

(3) 事例の蓄積と共有

教育委員会においては、合理的配慮の好事例や相談事例を、各学校の個別の経験知にとどめることなく、順次蓄積し広く共有することにより、地方公共団体全体としての対応の水準を高めるよう努めること。事例の蓄積と共有に当たっては、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」を運営する独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の要請に応じて連携することが望ましいこと。

(4) 学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領の作成

学校教育分野は、障害者との関係性が長期にわたるなど、固有の特徴を有することから、各教育委員会においては、法に適切に対応するため、学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領又はこれらに類するガイドラインを作成するよう努めること。これから作成に着手する教育委員会においては、本指針及び文部科学省対応要領も参考としつつ、地域の実態に応じた内容とすることが望ましいこと。

作成した都道府県対応要領等は、法第10条第3項の規定に基づき、本人・保護者その他関係者の閲覧に供するため、公表するよう努めること。

(参考：関係資料の掲載 URL)

○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

○「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

<http://inclusive.nise.go.jp/>

○「特別支援教育教材ポータルサイト」

<http://kyozai.nise.go.jp/>

【本件連絡先】

<初等中等教育分野について>

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係、合理的配慮推進係

電話：03-5253-4111（内線）3193・3192

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

<専修学校・各種学校について>

文部科学省生涯学習政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（内線）2939・2915

FAX：03-6734-3715

<社会教育分野について>

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課法規係

電話：03-5253-4111（内線）2973・2977

FAX：03-6734-3718

写

28 文科初第 1038 号
平成 28 年 12 月 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
附 属 中 等 教 育 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
附 属 特 別 支 援 学 校 高 等 部 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 34 号）【別添 1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）【別添 2】が、平成 28 年 12 月 9 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

1 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成 28 年 3 月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成 28 年 3 月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとする。とともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修教科・科目等を除く。）に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間 7 単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特

別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

2 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

- 1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正
 - (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（規則第140条関係）
 - (2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（いわゆる「他校通級」）（規則第141条関係）

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。）の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1に規定する必修修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

（本文関係）
- (2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。（3関係）

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。（1関係）

3 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

- (1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立

活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成 28 年 8 月 26 日教育課程部会）別紙 6 における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成 29 年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたいこと。

- ・ 高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
 - ・ 生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間（35 単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。
- (2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式 1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式 2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

- (1) 通級による指導の実施形態としては、(1) 生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、(2) 他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、(3) 通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。
- (3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。
- (4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、(1)学校説明会における説明、(2)生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、(3)生徒と保護者に対するガイダンス、(4)校内委員会等における検討、(5)教育委員会による支援、(6)生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付文部科学省初等中等教育局長通知）【別添 3】を参照されたい。

5 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

- (1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。
- (1) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別的教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。
- (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。
- (3) 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努めること。
- (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

【本件連絡先】

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課 企画調査係
電話 03-5253-4111（内線 3193）

写

30文科初第357号
障発0524第2号
平成30年5月24日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

関係法令・通知

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係

部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の２（２）で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

（２） 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないということがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添４を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

（３） 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

（４） 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援総括係 齊藤

TEL：03-5253-4111（内線 3254）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新

TEL：03-5253-1111（内線 3038）

関係法令・通知

別 添

別添 1．家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成 30 年 3 月 29 日
家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

別添 2．教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校
と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例

- ① 徳島県
- ② 大阪府箕面市

別添 3．相談窓口一元化の実践事例

- ① 東京都日野市
- ② 新潟県三条市

別添 4．保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

（参考 1）栃木県宇都宮市の例：

「発達障がいをもっと正しく理解しよう！（乳幼児期編）」リーフレット、パンフレット

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html>

（参考 2）富山県の例：

「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」ハンドブック

http://tym-ariso.org/not_alone.html

※別添資料については省略

写

30文科初第756号
平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました（別添参照）。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令

関係法令・通知

に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第 140 条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第 2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとすること。（新第 134 条の 2 関係）
- 2 1 の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。（新第 139 条の 2、新第 141 条の 2 関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第 134 条の 2、新第 139 条の 2 又は新第 141 条の 2 の規定により作成されたものとみなすこと。（附則第 2 項関係）

第 3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - （1）個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - （2）個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
 - （3）各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。
- 2 個別の教育支援計画の作成
 - （1）作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報

の共有を図ること。

- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成 27 年 4 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成 27 年 4 月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。
- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

関係法令・通知

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
TEL:03-5253-4111（内線 3193）

※別添資料については省略

写

3 文科初第 861 号
令和 3 年 8 月 23 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 御中
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛
(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 37 号）が、令和 3 年 8 月 23 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定するものです。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

記

1 改正の概要

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員に

関係法令・通知

について、その名称及び職務内容を規定するものであること（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。）第 65 条の 2 関係）。

(2) 情報通信技術支援員について

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する情報通信技術支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 5 関係）。

(3) 特別支援教育支援員について

教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する特別支援教育支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 6 関係）。

(4) 教員業務支援員について

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 7 関係）。

なお、上記 (1) ～ (4) については、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させること（施行規則第 39 条、第 79 条、第 79 条の 8 第 1 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項及び第 135 条第 1 項関係）。

(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること（施行規則第 39 条、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 関係）。

(6) 施行期日

本省令の施行期日を公布日（令和 3 年 8 月 23 日）としたこと。

2 留意事項

(1) 医療的ケア看護職員について

① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）において、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援を受けられるようにするため、学校の設置者に対して、看護師等の配置等の措置を講ずることが求められているなど、学校現場への配置の必要性が高まっている医療的ケア看護職員について、医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として、施行規則第 65 条の 2 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケア児の健康管理
- ・ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

② 医療的ケア看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）をもって充てること。

③ 医療的ケア看護職員は、例えば、施行規則第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 で規定する、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同様、学校に配置される者の名称であり、この度の改正により、看護師等と異なる新たな資格を設けるものではないこと。

- ④ 医療的ケア看護職員の職務内容として規定される「療養上の世話又は診療の補助」※とは、医療的ケア児に対して、施行規則第 65 条の 2 に規定される医療的ケアやそれに関連する業務を行うものであること。

※「療養上の世話又は診療の補助」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）において規定される看護師の業である。

(2) 情報通信技術支援員について

- ① 情報通信技術支援員は、GIGA スクール構想の推進により、全国の小中学校等において、児童生徒の 1 人 1 台端末や高速大容量の通信環境等が整備され、学校への配置の必要性がますます高まっている ICT 支援員について、教職員の日常的な ICT 活用の支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 5 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、ICT を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられること。

詳細については、「教育の情報化に関する手引追補版 令和 2 年 6 月」第 8 章第 2 節を参照のこと。

(参考) 「教育の情報化に関する手引」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

- ② 国においては、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018 年度～2022 年度）」において、情報通信技術支援員（ICT 支援員）を 4 校に 1 人配置することを目標とし、地方財政措置を講じているところであり、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、その趣旨に鑑み、情報通信技術支援員の配置促進に積極的に努め、GIGA スクール構想の実現、推進を図られたいこと。

(3) 特別支援教育支援員について

- ① 中央教育審議会答申「「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和 3 年 1 月 26 日）や「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和 3 年 1 月）においても適切な配置や確保、活用等について報告されるなど学校現場における重要性が高まっている特別支援教育支援員について、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 6 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ・ 学習支援
- ・ 学習活動、教室間移動等における介助
- ・ 健康・安全確保
- ・ 周囲の児童生徒の障害理解促進

- ② 特別支援学校において「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称により既に配置されている職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましいが、この度の改正により、当該名称の使用を妨げたり、当該職員の職務内容に変更を加えたりするものではないこと。

(4) 教員業務支援員について

- ① 教員業務支援員は、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成 31 年 1 月 25 日）（以下「働き方改革答申」という。）等において配置の必要性が指摘されているスクール・サポート・スタッフについて、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 7 に規定するものであり、その具体的な職務内容

関係法令・通知

は、主に次のものが考えられること。

- ・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- ・採点業務の補助
- ・来客対応や電話対応
- ・学校行事や式典等の準備補助
- ・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

また、上記以外の職務内容についても、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事することを妨げるものではなく、例えば、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動（消毒作業を含む。）や子供の健康観察の取りまとめ作業についても従事可能であること。

- ② 教員業務支援員が配置される各学校においては、校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、教員業務支援員が教職員及び様々な支援スタッフ（以下「教職員等」という。）との適切な役割分担の下で、教職員等と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮すること。

また、各学校を所管する教育委員会等においては、教員業務支援員が円滑に業務に従事できるよう、例えば、教員業務支援員や教職員等が参照可能な手引やマニュアルの作成、教職員等から教員業務支援員に対して業務を依頼するに当たっての方法の整理等により、各学校における教員業務支援員の活用を支援すること。

- ③ 今般規定する教員業務支援員については、各都道府県・指定都市教育委員会等において、従前から独自の名称を使用している場合があるところ、今後、教員業務支援員の名称を使用することが望ましいが、当該独自の名称を使用することを妨げるものではないこと。

- ④ 働き方改革答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に整理され、文部科学省においては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）等により、各業務の役割分担・適正化のために必要な取組の実施をお願いしているところ、教員業務支援員が担う業務については、主に「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に含まれるものであり、各業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点からも、教員業務支援員の積極的な配置促進を図りたいこと。

また、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和 2 年 7 月 17 日付け 2 初初企第 14 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）により、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境の整備についてお願いしているところ、こうした取組の一層の推進のためにも、教員業務支援員の積極的な配置促進が有効であること。

- (5) 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用について

- ① 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用にあたっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における留意事項等を示した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1747 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえつつ、多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題に対応する観点に留意すること。

- ② 幼稚園においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用する際には、地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー

ーや、幼児教育アドバイザー等を含む自治体における幼児教育推進体制等との連携に留意すること。

【本件連絡先】

(医療的ケア看護職員及び特別支援教育支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111 (内線 3193)

(情報通信技術支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 情報教育振興室

TEL:03-5253-4111 (内線 2702)

(教員業務支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

財務課校務調整係

TEL:03-5253-4111 (内線 2587)

(幼稚園におけるスクールカウンセラー及び

スクールソーシャルワーカーに関する規定関係)

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課企画係

TEL:03-5253-4111 (内線 3136)

東京都特別支援教育就学支援委員会設置要綱

(設 置)

第1条 障害のある児童・生徒に対して適切な教育を保障するため、東京都特別支援教育就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査・審議し、必要と認める事項を教育長に報告する。

- (1) 東京都における就学相談（義務教育）に関すること。
- (2) 都立特別支援学校幼稚部及び高等部の入学相談に関すること。
- (3) 区市町村教育委員会が行う就学相談への支援・連携・協力に関すること。
- (4) 東京都における特別支援教育の理解啓発活動及び振興に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、学識経験者、医師、教育職員、福祉関係職員及び障害者団体代表者の委員25名以内で構成する。

ただし、関係行政機関の職員は職指定とする。

(委 嘱)

第4条 委員会の委員は、教育長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 委員長は、会議を招集し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課に置く。

(細 則)

第8条 委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

東京都特別支援教育就学相談委員会設置要綱

(設 置)

第1条 障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な就学、入学相談及び入学者選考を行うため、東京都特別支援教育就学相談委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 都立特別支援学校幼稚部の入学相談に関すること。
- (2) 都立特別支援学校小学部就学予定者の就学相談に関すること。
- (3) 都立特別支援学校中学部就学予定者の就学相談及び入学者決定に関すること。
- (4) 都立特別支援学校高等部入学希望者の入学相談及び入学者選考に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、教育庁指導部主任指導主事（就学相談担当）（教育庁都立学校教育部主任指導主事（特別支援教育推進担当）兼務。以下「主任指導主事」という。）、同部特別支援教育指導課統括指導主事（都立学校教育部特別支援教育課統括指導主事兼務。以下「統括指導主事」という。）、同部特別支援教育指導課指導主事（都立学校教育部特別支援教育課指導主事兼務）、障害種別等を代表する都立特別支援学校長、教員及び医師等で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、主任指導主事とする。
- 3 副委員長は、統括指導主事とする。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要のあるときは、特別支援教育指導課長他関係者の参加を求めることができる。

(部会の設置)

第5条 委員会に、義務教育部相談部会及び幼稚部・高等部等相談部会を設ける。

- 2 部会は、専門員から構成される。
- 3 専門員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 4 義務教育部相談部会及び幼稚部・高等部等相談部会の構成等は、次のとおりとする。

[義務教育相談部会]

- ア 義務教育相談部会は、部会長及び同副部会長を置く。
- イ 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検討結果等を委員会に報告する。
- ウ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

[幼稚部・高等部等相談部会]

- ア 幼稚部・高等部等相談部会は、種別等ごとに専門員A部会、専門員B部会及び専門員C部会を設置し、各部会には、部会長及び副部会長を置く。
- イ 委員長は、専門員の中から部会長及び副部会長を指名する。
- ウ 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検討結果等を委員会に報告する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、必要に応じて上記以外の部会を設けることができる。

(専門員)

第6条 専門員の職務内容は、次のとおりとする。

関係法令・通知

(1) 義務教育部会

- ア 面接、観察等の就学相談の実施
- イ 相談資料の作成
- ウ ケース会議への参加
- エ その他、就学相談に係る専門的事項について

(2) 幼稚部・高等部等部会

- 専門員A部会：専門員A 入学相談及び入学者選考実施についての企画、運営等を行う。
- 専門員B部会：専門員B 入学相談、入学者決定及び入学者選考の適性検査等の問題作成を行う。
- 専門員C部会：専門員C 入学希望者に対する診察等を行う。

(事務局)

第7条 就学相談委員会の事務を処理するため、事務局を教育庁都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課に置く。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月12日から施行する。

令和8年度都立特別支援学校通学区域

(区市町村別)

1 肢体不自由特別支援学校

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
千 代 田 区	全 域	墨 東 特 別 支 援 学 校		
中 央 区	全 域	墨 東 特 別 支 援 学 校		
港 区	赤坂 元赤坂 北青山 南青山 六本木 麻布十番 元麻布 西麻布 南麻布	光 明 学 園		
	上記以外	城 南 特 別 支 援 学 校		
新 宿 区	全 域	新 宿 区 立 新 宿 養 護 学 校		永 福 学 園
文 京 区	全 域	北 特 別 支 援 学 校		
台 東 区	全 域	墨 東 特 別 支 援 学 校		
墨 田 区	全 域	墨 東 特 別 支 援 学 校		
江 東 区	全 域	墨 東 特 別 支 援 学 校		
品 川 区	全 域	城 南 特 別 支 援 学 校		
目 黒 区	全 域	光 明 学 園		
大 田 区	全 域	城 南 特 別 支 援 学 校		
世 田 谷 区	全 域	光 明 学 園		
渋 谷 区	全 域	光 明 学 園		
中 野 区	全 域	永 福 学 園		
杉 並 区	全 域	永 福 学 園		
豊 島 区	全 域	北 特 別 支 援 学 校		
北 区	浮間 赤羽北 赤羽三 赤羽台三～四 桐ヶ丘	志 村 学 園		
	上記以外	北 特 別 支 援 学 校		
荒 川 区	全 域	花 畑 学 園		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
板 橋 区	蓮沼町 清水町 稻荷台 本町 大和町 双葉町 中板橋 弥生町 大谷口北町 大谷口上町 小茂根一～二 向原 大谷口 大山西町 大山町 栄町 仲町 大山東町 氷川町 仲宿 加賀 板橋 大山金井町 熊野町 中丸町 幸町 南町	北 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	志 村 学 園		
練 馬 区	北町 錦 平和台 氷川台 早宮一～二 羽沢 桜台 小竹町 栄町 旭丘 豊玉上 豊玉北一～四 豊玉中一～二 豊玉南一～二	志 村 学 園		
	上記以外	大 泉 特 別 支 援 学 校		
足 立 区	新田 宮城 小台	北 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	花 畑 学 園		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
葛 飾 区	全 域	水 元	小 合	学 園
江 戸 川 区	全 域	鹿 本	学	園
八 王 子 市	鹿島 松が谷 大塚 東中野 堀之内 越野 松木 別所 南大沢 上柚木 下柚木 鍵水 中山 南陽台	多 摩 桜 の 丘 学 園		
	上記以外	八 王 子 東 特 別 支 援 学 校		
立 川 市	羽衣町	府 中 け や き の 森 学 園		
	上記以外	村 山 特 別 支 援 学 校		
武 蔵 野 市	吉祥寺南町 御殿山 境南町	府 中 け や き の 森 学 園		
	上記以外	小 平 特 別 支 援 学 校		
三 鷹 市	上連雀一	小 平 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	府 中 け や き の 森 学 園		
青 梅 市	全 域	青 峰 学 園		
府 中 市	全 域	府 中 け や き の 森 学 園		
昭 島 市	全 域	村 山 特 別 支 援 学 校		
調 布 市	全 域	府 中 け や き の 森 学 園		
町 田 市	全 域	町 田 の 丘 学 園		
小 金 井 市	中町 東町 本町一、六 前原町 貫井南町	府 中 け や き の 森 学 園		
	上記以外	小 平 特 別 支 援 学 校		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
小 平 市	全 域	小 平 特 別 支 援 学 校		
日 野 市	全 域	八 王 子 東 特 別 支 援 学 校		
東 村 山 市	本町 栄町 久米川町 秋津町 青葉町 恩多町 萩山町	小 平 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	村 山 特 別 支 援 学 校		
国 分 寺 市	泉町 内藤 西元町 東元町 南町	府 中 け や き の 森 学 園		
	上記以外	小 平 特 別 支 援 学 校		
国 立 市	北	村 山 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	府 中 け や き の 森 学 園		
福 生 市	全 域	あ き る 野 学 園		
狛 江 市	全 域	府 中 け や き の 森 学 園		
東 大 和 市	全 域	村 山 特 別 支 援 学 校		
清 瀬 市	全 域	小 平 特 別 支 援 学 校		
東 久 留 米 市	全 域	小 平 特 別 支 援 学 校		
武 蔵 村 山 市	全 域	村 山 特 別 支 援 学 校		
多 摩 市	全 域	多 摩 桜 の 丘 学 園		
稲 城 市	全 域	多 摩 桜 の 丘 学 園		
羽 村 市	全 域	あ き る 野 学 園		
あ き る 野 市	全 域	あ き る 野 学 園		
西 東 京 市	北町 ひばりが丘北 栄町 下保谷 住吉町 泉町 東町 中町 保谷町 富士町	大 泉 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	小 平 特 別 支 援 学 校		
瑞 穂 町	全 域	村 山 特 別 支 援 学 校		
日 の 出 町	全 域	あ き る 野 学 園		
檜 原 村	全 域	あ き る 野 学 園		
奥 多 摩 町	全 域	青 峰 学 園		

2 知的障害特別支援学校

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
千 代 田 区	飯田橋 富士見 九段北 九段南二～四 一番町 二番町 三番町 四番町 五番町 六番町 麴町 隼町 平河町 紀尾井町 永田町 霞が関二～三	青 山 特 別 支 援 学 校		港 特 別 支 援 学 校
	霞が関一 内幸町 日比谷公園 丸の内 有楽町	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校		
	内神田 大手町 神田淡路町 神田小川町 神田鍛冶町 神田神保町 神田須田町一 神田駿河台 神田多町 神田司町 神田錦町 神田美土代町 北の丸公園 九段南一 皇居外苑 神田猿樂町 外神田 千代田 西神田 一ツ橋 神田三崎町 上記以外	青 山 特 別 支 援 学 校		江 東 特 別 支 援 学 校
	城 東 特 別 支 援 学 校			
	中 央 区	明石町 新富 日本橋茅場町 勝どき 入船 月島 八丁堀 京橋 築地 浜離宮庭園 銀座 豊海町 佃 晴海 湊 新川 日本橋 八重洲 日本橋兜町 上記以外	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校	
城 東 特 別 支 援 学 校				

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
港 区	愛宕 芝浦 西新橋 海岸 白金台 白金 浜松町 港南 新橋 東新橋 芝 芝大門 高輪 三田 芝公園 台場 虎ノ門一、三	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校		港 特 別 支 援 学 校
	上記以外	青 山 特 別 支 援 学 校		
新 宿 区	西落合 中落合 下落合 上落合 高田馬場三 中井	中 野 特 別 支 援 学 校		練馬特別支援学校
	上記以外			中野特別支援学校
文 京 区	全 域	王 子 特 別 支 援 学 校		
台 東 区	秋葉原 浅草橋 蔵前一 台東一 柳橋	城 東 特 別 支 援 学 校		墨田特別支援学校
	上記以外	墨 田 特 別 支 援 学 校		
墨 田 区	石原 亀沢 菊川 錦糸 江東橋 太平 立川 千歳 緑 横網 両国	城 東 特 別 支 援 学 校		墨田特別支援学校
	上記以外	墨 田 特 別 支 援 学 校		
江 東 区	青海 新木場 有明 新砂 永代 辰巳 若洲 枝川 東陽一、二 越中島 木場一、六 古石場 潮見 豊洲 夢の島 塩浜 東雲 牡丹	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校		江東特別支援学校
	上記以外	城 東 特 別 支 援 学 校		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
品 川 区	勝島 東品川二～五 八潮 南大井 東八潮	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校		港 特 別 支 援 学 校
	上大崎二	青 山 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	品 川 特 別 支 援 学 校		
目 黒 区	駒場 大橋 青葉台 上目黒 五本木 鷹番二、三 中央町 中町 中目黒 東山 三田 目黒 祐天寺	青 山 特 別 支 援 学 校		港 特 別 支 援 学 校
	東が丘 柿の木坂 八雲 中根 平町 南三 自由が丘 緑が丘 大岡山	品 川 特 別 支 援 学 校		
	上記以外			港 特 別 支 援 学 校
大 田 区	大森北 大森本町 大森東 大森中 大森南 東蒲田 北糀谷 平和島 東海 城南島 京浜島 昭和島 東馬込 北馬込 山王 ふるさとの浜辺公園 平和の森公園	品 川 特 別 支 援 学 校 ・小学部第一、第二学年は別紙参照		(別 紙 参 照)
	上記以外	矢 口 特 別 支 援 学 校		
世 田 谷 区	深沢一～五 等々力 中町一～四 上野毛一～三 野毛 尾山台 奥沢 玉川田園調布 玉堤 東玉川	矢 口 特 別 支 援 学 校		田 園 調 布 特 別 支 援 学 校
	上記以外	久 我 山 青 光 学 園		
渋 谷 区	笹塚 幡ヶ谷 本町 大山町 西原 初台 元代々木町 上原 富ヶ谷二	中 野 特 別 支 援 学 校		港 特 別 支 援 学 校
	上記以外	青 山 特 別 支 援 学 校		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
中 野 区	上鷺宮 鷺宮 白鷺 若宮 大和町 丸山 野方 江原町 江古田 沼袋 松が丘 新井 上高田 上記以外	中 野 特 別 支 援 学 校		練馬特別支援学校
				中野特別支援学校
杉 並 区	井草 上井草 下井草 阿佐谷北六 上記以外	杉 並 区 立 済 美 養 護 学 校		練馬特別支援学校
				中野特別支援学校
豊 島 区	全 域	王 子 特 別 支 援 学 校		
北 区	全 域	王 子 特 別 支 援 学 校		
荒 川 区	西尾久 東尾久 町屋二～六 荒川五～六 東日暮里五～六 西日暮里一～六 上記以外	王 子 特 別 支 援 学 校		
		墨 田 特 別 支 援 学 校		
板 橋 区	稲荷台 本町 加賀 仲宿 板橋 上記以外	王 子 特 別 支 援 学 校		
		高 島 特 別 支 援 学 校		板橋特別支援学校
練 馬 区	旭町 田柄 春日町 高松一～四 光が丘 北町 平和台 錦 氷川台 早宮 貫井 向山 羽沢 桜台 練馬 小竹町 栄町 旭丘 豊玉上 豊玉北 豊玉中 豊玉南 中村北 中村 中村南 上記以外	高 島 特 別 支 援 学 校		板橋特別支援学校
		石 神 井 特 別 支 援 学 校		練馬特別支援学校

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
足 立 区	神明 六木 佐野 辰沼 神明南 北加平町 大谷田 谷中 加平 綾瀬 東綾瀬 東和 中川	水 元 特 別 支 援 学 校		葛 飾 特 別 支 援 学 校
	千住桜木 千住元町 千住大川町 千住柳町 千住寿町 千住龍田町 千住中居町 千住緑町 千住橋戸町 千住河原町 千住仲町 千住宮元町 日ノ出町 千住 千住旭町 柳原 千住東 千住関屋町 千住曙町	墨 田 特 別 支 援 学 校		
	新田 宮城 小台	王 子 特 別 支 援 学 校		
	上記以外	花 畑 学 園		足 立 特 別 支 援 学 校
	全 域	水 元 特 別 支 援 学 校		葛 飾 特 別 支 援 学 校
江 戸 川 区	西葛西六～八 中葛西五～八 臨海町 清新町 東葛西四、六～九 南葛西	臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校		江 東 特 別 支 援 学 校
	上記以外	鹿 本 学 園		白 鷺 特 別 支 援 学 校

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
八 王 子 市	鹿島 松が谷 大塚 東中野 堀之内 越野 松木 別所 南大沢 上柚木 下柚木 鍵水 中山 南陽台	多 摩 桜 の 丘 学 園		八 王 子 南 校 特 別 支 援 学 校
	川口町 上川町 犬目町 檜原町 美山町 大楽寺町 上巻分方町 諏訪町 四谷町 叶谷町 泉町 横川町 式分方町 川町 元八王子町 下恩方町 上恩方町 西寺方町 小津町 東浅川町 初沢町 高尾町 南浅川町 西浅川町 裏高尾町 廿里町 並木町 散田町 山田町 めじろ台 長房町 城山手 狭間町 櫛田町 館町 寺田町 大船町			
	上記以外			
立 川 市	全 域	八 王 子 特 別 支 援 学 校 立 川 学 園		武 蔵 台 学 園
武 蔵 野 市	吉祥寺北町 吉祥寺東町 吉祥寺南町 吉祥寺本町 御殿山 中町	石 神 井 特 別 支 援 学 校		田 無 特 別 支 援 学 校
	上記以外			
三 鷹 市	全 域	小 金 井 特 別 支 援 学 校 調 布 特 別 支 援 学 校		府 中 け や き の 森 学 園
青 梅 市	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校		
府 中 市	多磨町 朝日町 紅葉丘 白糸台 押立町 小柳町 若松町 浅間町一丁目 緑町 八幡町 清水ヶ丘 日吉町 是政	府 中 け や き の 森 学 園		
	上記以外			
		武 蔵 台 学 園		

通学区域

区市町村名	町 名	小 学 部	中 学 部	高 等 部
昭 島 市	全 域	あ	き	る 野 学 園
調 布 市	全 域	調 布 特 別 支 援 学 校	府中けやきの森学園	
町 田 市	相原町 小山町 小山ヶ丘 上記以外	八 王 子 西 特 別 支 援 学 校		八 王 子 南 校 特 別 支 援 学 校
		町 田 の 丘 学 園		
小 金 井 市	全 域	小 金 井 特 別 支 援 学 校	田 無 特 別 支 援 学 校	
小 平 市	全 域	小 金 井 特 別 支 援 学 校	田 無 特 別 支 援 学 校	
日 野 市	全 域	七 生 特 別 支 援 学 校	援 学 校	
東 村 山 市	全 域	清 瀬 特 別 支 援 学 校	東久留米特別支援学校	
国 分 寺 市	西町 高木町 光町 北町 並木町 新町 富士本 戸倉 東戸倉 上記以外	立 川 学 園		武 蔵 台 学 園
		武 蔵 台 学 園		
国 立 市	東 上記以外	武 蔵 台 学 園	武蔵台学園	
福 生 市	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校	援 学 校	
狛 江 市	全 域	調 布 特 別 支 援 学 校	府中けやきの森学園	
東 大 和 市	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校	援 学 校	
清 瀬 市	全 域	清 瀬 特 別 支 援 学 校	東久留米特別支援学校	
東 久 留 米 市	全 域	清 瀬 特 別 支 援 学 校	東久留米特別支援学校	
武 蔵 村 山 市	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校	援 学 校	
多 摩 市	和田 落合 鶴牧 山王下 中沢 唐木田 南野三丁目 上記以外	多 摩 桜 の 丘 学 園		八王子南特別支援学校
		多 摩 桜 の 丘 学 園		
稲 城 市	全 域	多 摩 桜 の 丘 学 園		
羽 村 市	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校		
あ き る 野 市	全 域	あ	き	る 野 学 園
西 東 京 市	全 域	石 神 井 特 別 支 援 学 校	田 無 特 別 支 援 学 校	
瑞 穂 町	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校	援 学 校	
日 の 出 町	全 域	あ	き	る 野 学 園
檜 原 村	全 域	あ	き	る 野 学 園
奥 多 摩 町	全 域	羽 村 特 別 支 援 学 校		

※ 視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び病弱特別支援学校の通学区域は、東京都全域とする。

※ 都立永福学園高等部就業技術科、都立青峰学園高等部就業技術科、都立南大沢学園高等部就業技術科、都立志村学園高等部就業技術科及び都立水元小台学園高等部就業技術科並びに都立足立特別支援学校高等部職能開発科、都立港特別支援学校高等部職能開発科、都立江東特別支援学校高等部職能開発科、都立東久留米特別支援学校高等部職能開発科、都立青鳥特別支援学校高等部職能開発科、練馬特別支援学校高等部職能開発科及び八王子南特別支援学校高等部職能開発科の通学区域は、東京都全域とする。

※ 都立城東特別支援学校、都立鹿本学園（知的障害教育部門）、都立青山特別支援学校、都立品川特別支援学校、都立墨田特別支援学校の通学区域は、令和8年度まで一部経過措置を設定している。

※ 都立鹿本学園（肢体不自由教育部門）の通学区域は、令和14年度まで一部経過措置を設定している。

※ 都立武蔵台学園（知的障害教育部門）、都立羽村特別支援学校及び都立府中けやきの森学園（知的障害教育部門）の通学区域は、令和8年度まで一部経過措置を設定している。

通学区域

<別紙>

1 小学部 1、2 年生に適用する通学区域（大田区）

区市町村名	町 名	学 校 名
大田区	全域	矢口特別支援学校

2 高等部に適用する通学区域（大田区）

区市町村名	町 名	学 校 名
大田区	大森北、大森本町、大森東、大森中、大森西、大森南、東蒲田、南蒲田、蒲田、蒲田本町、北糀谷、西糀谷、東糀谷、平和島、東海、城南島、京浜島、昭和島、仲六郷、東六郷、南六郷、萩中、羽田、羽田旭町、羽田空港、本羽田、平和の森公園、ふるさとの浜辺公園	港 特 別 支 援 学 校
	上記以外	田 園 調 布 特 別 支 援 学 校

令和7年度 主な病院内分教室・訪問教育の担当校一覧

学校名	主な医療機関名
光 明 学 園	日本赤十字社医療センター
	国立成育医療研究センター
	関東中央病院
	東邦大学医療センター大森病院
	東京慈恵会医科大学附属病院
	昭和大学病院
	東京女子医科大学病院
	慶應義塾大学病院
北 特 別 支 援 学 校	順天堂大学医学部附属順天堂医院
	東京医科歯科大学医学部附属病院
	日本大学医学部附属板橋病院
	帝京大学医学部附属病院
	日本医科大学附属病院
	都立駒込病院
	都立大塚病院
	東京女子医科大学東医療センター
	成増厚生病院
	練馬光が丘病院
墨 東 特 別 支 援 学 校	聖路加国際病院
	がん研有明病院
	都立墨東病院
	東京都リハビリテーション病院
	日本大学病院
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター
小 平 特 別 支 援 学 校	多摩北部医療センター
	武蔵野陽和会病院
	佐々総合病院
	災害医療センター
	村山医療センター
	杏林大学医学部附属病院
	多摩あおば病院
	都立神経病院
	東京慈恵会医科大学附属第三病院
	榊原記念病院
武 蔵 台 学 園	東京都小児総合医療センター
八王子東特別支援学校	駒木野病院
多 摩 桜 の 丘 学 園	日本医科大学多摩永山病院
青 峰 学 園	青梅市立総合病院

※上記以外の病院については別途相談を行う。

都立特別支援学校一覧

令和7年度 都立特別支援学校等一覧

〈都立58校14分教室〉

令和7年4月1日現在

種別	学 校 名		学部等	電 話 番 号	ファクシミリ	〒	所 在 地
視覚障害 4校	1	文京盲学校	高専 寄	03-3811-5714	03-3812-3446	112-0004	文京区後楽1-7-6
	2	葛飾盲学校	幼小中 寄	03-3604-6435	03-3602-9096	124-0006	葛飾区堀切7-31-5
	3	八王子盲学校	幼小中高専寄	042-623-3278	042-623-6262	193-0931	八王子市台町3-19-22
	4	久我山青光学園	幼小中 寄	03-3300-6235	03-3300-7136	157-0061	世田谷区北烏山4-37-1
聴覚障害 4校3室	1	大塚ろう学校	幼小	03-3918-3347	03-3915-9844	170-0002	豊島区巣鴨4-20-8
		城東分教室	幼小	03-3685-9100	03-3682-2159	136-0072	江東区大島6-7-3 都立城東特別支援学校内
		城南分教室	幼	03-5710-3043	03-5710-3045	144-0046	大田区東六郷2-18-19 都立城南特別支援学校内
		永福分教室	幼小	03-3323-8376	03-5376-2139	168-0064	杉並区永福1-7-28 都立永福学園内
	2	立川学園	幼小中高専	042-523-1358	042-523-6421	190-0003	立川市栄町1-15-7
	3	葛飾ろう学校	幼小中高専	03-3606-0121	03-5697-0275	124-0002	葛飾区西亀有2-58-1
	4	中央ろう学校	中高	03-5301-3034	03-5301-3035	168-0073	杉並区下高井戸2-22-10
肢 体 不 自 由	1	小平特別支援学校	小中高	042-342-1671	042-344-0036	187-0035	小平市小川西町2-33-1
	2	北特別支援学校	小中高	03-3906-2321	03-3909-4795	114-0033	北区十条台1-1-1
		けやき分教室				173-0037	板橋区小茂根1-1-10
	3	城南特別支援学校	小中高	03-3734-6308	03-3734-6310	144-0046	大田区東六郷2-18-19
	4	村山特別支援学校	小中高	042-564-2781	042-564-3844	208-0012	武蔵村山市緑が丘1460-1
	5	町田の丘学園	小中高	042-737-0570	042-737-0580	195-0063	町田市野津田町2003
	6	八王子東特別支援学校	小中高	042-646-8120	042-642-2197	192-0032	八王子市石川町3246-1
	7	大泉特別支援学校	小中高	03-3921-1381	03-3921-1316	178-0061	練馬区大泉学園町9-3-1
	8	多摩桜の丘学園	小中高	042-374-8111	042-372-9480	206-0022	多摩市聖ヶ丘1-17-1
		島田分教室 (島田療育センター)	小中高	042-373-7900	042-373-7900	206-0036	多摩市中沢1-31-1
	9	墨東特別支援学校	小中高	03-3634-8431	03-3846-6684	135-0003	江東区猿江2-16-18
		かもめ分教室 (東京都立東部療育センター)	小中高	03-3649-4212	03-3649-4212	136-0075	江東区新砂3-3-25
	10	あきる野学園	小中高	042-558-0222	042-558-0074	197-0832	あきる野市上代継123-1
	11	永福学園	小中高	03-3323-1380	03-3323-1381	168-0064	杉並区永福1-7-28
	12	青峰学園	小中高	0428-32-3811	0428-32-3841	198-0014	青梅市大門3-12
	13	府中けやきの森学園	小中高	042-367-2511	042-369-8476	183-0003	府中市朝日町3-14-1
		くぬぎ分教室 (都立府中療育センター)	小中高	042-323-5115		183-0042	府中市武蔵台2-9-2
18校 4室	14	志村学園	小中高	03-3931-2323	03-3931-3366	174-0045	板橋区西台1-41-10
	15	鹿本学園	小中高	03-3653-7355	03-3652-3007	133-0044	江戸川区本一色2-24-11
	16	水元小合学園	小中高	03-5699-0141	03-5699-0361	125-0032	葛飾区水元1-24-1
	17	光明学園	小中高 寄	03-3323-8421	03-3327-8428	156-0043	世田谷区松原6-38-27
	18	花畑学園	小中高	03-3883-7200	03-3883-7155	121-0062	足立区南花畑5-24-49

都立特別支援学校一覧

令和7年度 都立特別支援学校等一覧							
〈都立58校14分教室〉							
令和7年4月1日現在							
種別	学 校 名	学部等	電 話 番 号	ファクシミリ	〒	所 在 地	
知的	1 青 鳥 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	03-3424-2525	03-3424-4433	154-0002	世田谷区下馬2-38-23	
	八丈分教室	高	04996-2-1245	04996-2-3738	100-1401	八丈町大賀郷3020（都立八丈高校内）	
	2 王 子 特 別 支 援 学 校	小中高	03-3909-8777	03-3909-8665	114-0033	北区十条台1-8-41	
	3 八 王 子 特 別 支 援 学 校	小中	042-621-5500	042-621-5512	193-0931	八王子市台町3-5-1	
	4 七 生 特 別 支 援 学 校	小中高	042-591-1095	042-593-5537	191-0042	日野市程久保843	
	5 町 田 の 丘 学 園	小中高	042-737-0570	042-737-0580	195-0063	町田市野津田町2003	
	6 高 島 特 別 支 援 学 校	小中	03-3938-0415	03-3938-0420	175-0082	板橋区高島平3-7-2	
	7 矢 口 特 別 支 援 学 校	小中	03-3759-6715	03-3759-2763	146-0093	大田区矢口1-26-10	
	8 羽 村 特 別 支 援 学 校	小中高	042-554-0829	042-555-3853	205-0011	羽村市五ノ神319-1	
	9 調 布 特 別 支 援 学 校	小中	042-487-7221	042-481-9401	182-0021	調布市調布ヶ丘1-1-2	
	10 小 金 井 特 別 支 援 学 校	小中	042-384-6881	042-382-8543	184-0005	小金井市桜町2-1-14	
	11 水 元 特 別 支 援 学 校	小中	03-3600-1871	03-3600-1252	125-0031	葛飾区西水元5-2-1	
的	12 墨 田 特 別 支 援 学 校	小中高	03-3619-4851	03-3612-0229	131-0041	墨田区八広5-10-2	
	13 江 東 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	03-3615-2341	03-3646-5893	135-0016	江東区東陽4-11-45	
	14 中 野 特 別 支 援 学 校	小中高	03-3365-6600	03-3365-6611	164-0003	中野区東中野5-12-1	
	しいの本分教室	小中高	0436-66-2789	0436-66-5309	299-0118	市原市椎津2590-2	
	15 足 立 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	03-3850-6066	03-3860-3790	121-0061	足立区花畑7-23-15	
	16 清 瀬 特 別 支 援 学 校	小中	042-494-0511	042-494-2663	204-0003	清瀬市中里4-788-1	
	17 葛 飾 特 別 支 援 学 校	高	03-3608-4411	03-3608-4417	125-0042	葛飾区金町2-14-1	
	18 港 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	03-3471-9191	03-3471-9195	108-0075	港区港南3-9-45	
	19 石 神 井 特 別 支 援 学 校	小中	03-3929-0012	03-3929-1911	177-0045	練馬区石神井台8-20-35	
	20 白 鷺 特 別 支 援 学 校	高	03-3652-4151	03-3674-6189	132-0033	江戸川区東小松川4-50-1	
	21 板 橋 特 別 支 援 学 校	高	03-5398-1221	03-5398-1224	175-0082	板橋区高島平9-23-22	
	22 田 無 特 別 支 援 学 校	高	042-463-6262	042-463-6139	188-0012	西東京市南町5-15-5	
障	23 あ き る 野 学 園	小中高	042-558-0222	042-558-0074	197-0832	あきる野市上代継123-1	
	24 永 福 学 園	高（就）	03-3323-1380	03-3323-1381	168-0064	杉並区永福1-7-28	
	25 田 園 調 布 特 別 支 援 学 校	高	03-3721-6861	03-3722-5169	145-0071	大田区田園調布5-43-6	
	26 多 摩 桜 の 丘 学 園	小中高	042-374-8111	042-372-9480	206-0022	多摩市聖ヶ丘1-17-1	
	27 青 峰 学 園	高（就）	0428-32-3811	0428-32-3841	198-0014	青梅市大門3-12	
	28 南 大 沢 学 園	高（就）	042-675-6075	042-675-8176	192-0364	八王子市南大沢5-28	
	29 久 我 山 青 光 学 園	小中	03-3300-6235	03-3300-7136	157-0061	世田谷区北烏山4-37-1	
	30 品 川 特 別 支 援 学 校	小中	03-5460-1160	03-5460-1166	140-0004	品川区南品川6-15-20	
	31 練 馬 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	03-5393-3524	03-5393-3550	179-0075	練馬区高松6-17-1	
	32 府 中 け や き の 森 学 園	小中高	042-367-2511	042-369-8476	183-0003	府中市朝日町3-14-1	
	33 志 村 学 園	高（就）	03-3931-2323	03-3931-3366	174-0045	板橋区西台1-41-10	
	34 武 蔵 台 学 園	小中高	042-576-7491	042-576-7526	183-0042	府中市武蔵台2-8-28	
害	35 青 山 特 別 支 援 学 校	小中	03-3478-5061	03-3478-5063	107-0062	港区南青山2-33-77	
	36 鹿 本 学 園	小中	03-3653-7355	03-3652-3007	133-0044	江戸川区本一色2-24-11	
	37 水 元 小 合 学 園	高（就）	03-5699-0141	03-5699-0361	125-0032	葛飾区水元1-24-1	
	38 城 東 特 別 支 援 学 校	小中	03-3683-6230	03-3683-6231	136-0072	江東区大島6-7-3	
	39 臨 海 青 海 特 別 支 援 学 校	小中	03-3529-5700	03-3529-5704	135-0064	江東区青海2-5-1	
	40 花 畑 学 園	小中	03-3883-7200	03-3883-7155	121-0062	足立区南花畑5-24-49	
	41 八 王 子 西 特 別 支 援 学 校	小中高	042-666-5600	042-666-0550	193-0834	八王子市東浅川町546-1	
	42 東 久 留 米 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	042-477-0761	042-477-0764	203-0041	東久留米市野火止2-1-11	
	43 立 川 学 園	小中	042-523-1358	042-523-6421	190-0003	立川市栄町1-15-7	
	44 八 王 子 南 特 別 支 援 学 校	高 高（職）	042-675-8373	042-675-8388	192-0375	八王子市鎌水2-88-1	
44校 2室	1 武 蔵 中 台 学 園	小中	042-312-8115	042-312-8170	183-8561	府中市武蔵台2-8-29 （東京都立小児総合医療センター）	
	2 光 明 学 園	小中高 寄	03-3323-8421	03-3327-8428	156-0043	世田谷区松原6-38-27	
	（ そ よ 風 分 教 室 ）	小中高	03-5494-1238	03-5494-1238	157-8535	世田谷区大蔵2-10-1 （国立研究開発法人国立成育医療研究センター）	
	3 小 平 特 別 支 援 学 校	小中高	042-344-4537	042-344-4537	187-0031	小平市小川東町4-1-1 （国立精神・神経医療研究センター病院）	
	4 （ 武 蔵 別 分 教 室 ）	小中高	03-3818-9939	03-3818-9939	113-0033	文京区本郷7-3-1 （東京大学医学部附属病院）	
5校	5 墨 東 特 別 支 援 学 校	小中高	03-3547-5226	03-3547-5226	104-0045	中央区築地5-1-1 （国立がんセンター中央病院）	

卷 末

いりょうてき け あ じ ほ ご し ゃ つ き そ い き か ん
医療的ケア児の保護者付添い期間の
たんしゆくかじぎょう
短縮化事業について

とうきょうと きょういくちょう と り つ が っ こ う き ょ う い く ぶ と く べ つ し え ん き ょ う い く か
東京都 教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課

【本事業の概要】

<目的>

本事業は、医療的ケア児の自立と保護者の負担軽減のため、医療的ケア児の保護者の入学後の付添い期間の短縮化することを目的に実施しています。

<対象>

次年度に都立特別支援学校に入学予定の幼児のうち、以下に当てはまる幼児が対象となります。

- ①都立特別支援学校への就学意思があり、就学相談にて「通学籍」への意向がある幼児
- ②本事業への参加の同意を得られた保護者の幼児

【実施スケジュールのイメージ】

特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化について

・今まで、入学後に行っていた健康観察を入学前から行い、医療的ケア実施に向けた手順に着手することで、入学後の保護者付添い期間を短縮化することが目的である。

事業実施前		前年6月～1月	2月～3月	4月（就学）	5月	6月～3月
学校				健康観察	指導医検診等	
保護者				保護者付添い	保護者付添い	医ケア開始

短縮化事業		前年6月～1月	2月～3月	4月（就学）	5月	6月～3月
学校		健康観察	指導医検診等	医ケア開始	関係機関や保護者の協力を得て、付添い期間の短縮を目指す	
保護者		就学前から実施		保護者付添い		

就学前

- ・入学予定校の学校看護師や教員が、就学前施設等を訪問し、医療的ケアの実際の様子を確認します。
- ・保護者をはじめ、就学前施設等の職員から医療的ケアに関する手技や体調不良時の対応方法などを把握し、医療的ケアの実施や緊急時におけるマニュアル等の作成を行います。
- ・入学後の医療的ケア実施に必要な書類について、保護者の方に説明を行い、手続きの依頼をします。

就学後

- ・担任や教室配置等が決定し、お子様の登校が始まります（学校看護師が医療的ケアを実施できるようになるまで保護者の付添いをお願いしています）。
- ・学校看護師や教職員が、医療的ケア実施に向けた研修を指導医(*)の指導のもと実施します。

*指導医とは、主治医からの医療的ケア指示書を踏まえ、医療的ケア児の検診において学校に対し医療的ケアの安全な実施のための指導・助言を行う医師を指します。

【都立特別支援学校での医療的ケア実施の状況】

＜医療的ケア実施について＞

・都立特別支援学校には、医師が常駐していないため、医療的ケアを実施する際には、【主治医の医療的ケア指示書】を基に、指導医の助言を得ながら実施します。

＜医療的ケア実施体制＞

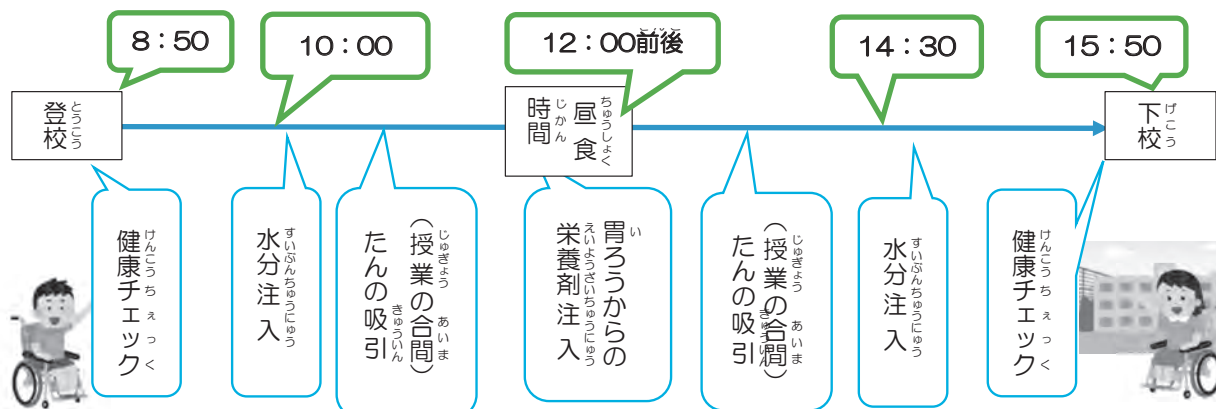
・多くの学校では、医療的ケア児は複数名在籍し、校内の学習グループに分かれて授業に参加しているため、学校看護師は、校内を巡回しながら、児童・生徒の医療的ケアを実施します。

（学校看護師が教室に待機している場合もある。）

・肢体不自由特別支援学校及び肢体不自由教育部門がある学校では、学校看護師のほかに、特定行為の研修を受講した教職員が連携して、校内での医療的ケアを実施します。

【都立特別支援学校での医療的ケアの様子について】（小学部に通う児童の例）

☆授業の参加に支障ができるだけないように、医療的ケアの実施内容やタイミングを調整しています☆



【短縮事業への参加を御検討の際に留意いただくこと】

- ・本事業は、保護者と就学前施設等から承諾が得られた場合に実施します。
- ・保護者を介さずに就学前施設等から学校へ、情報を提供いただく場合があります。
- ※個人情報の取扱いに、十分留意いたします。
- ・入学予定校から、書類の提出や指導医検診、健康観察のため、来校の協力を求められる場合があります。
- ・入学予定校で指導医検診を受ける際は、指導医や教職員がお子様の体に触れる場合があります。
- ※感染症に配慮しながら実施いたします。じゅんぴ
- ・主治医記入の「医療的ケア指示書」をはじめ、医療的ケア実施に必要な書類を、入学前に準備していただく必要があります。
- ・指導医検診の実施時期については、入学予定校と相談の上、決定します。入学後に実施することもあります。
- ・医療的ケアの実施は個別性が高いため、お子様の様子によっては、健康観察や指導医検診が予定通り実施できない場合があります。よって同じ医療的ケアであっても入学後の保護者の付添い期間は異なります。

【Q&A】

Q1

医療的ケア実施までの流れを教えてください。

A1 学校において、医療的ケアを実施するまでには、様々な手続が必要です。また、手続のために、【主治医の医療的ケア指示書】などの書類を保護者に御準備をいただき、入学予定校で実施する指導医検診を受けていただくなどがあります。詳しくは東京都教育委員会ホームページに掲載されております「都立学校における医療的ケア実施指針」を御参照ください。

Q2

付添い期間中の健康観察はどのようなことをするのですか？

A2 お子様の体調全般（平時の体温などの数値、呼吸状態、筋緊張の様子、服薬の状況、合併症の症状、これまでの療育の経過）に加えて、緊急対応を伴う状況（呼吸状態悪化時、けいれん重畳時、気管カニューレ抜去時など）について確認します。また、学校への入学はお子様にとって大きな環境の変化となるため、体調の変化が生じることもあります。入学後も健康観察を通して、保護者とお子さんの体調についての理解を担任等で深めます。また教室の環境などの学校の様子を保護者にも見ていただきながら、保護者と担任、看護師が医療的ケアの実施内容やタイミングの相談をするなど通して、個別性に配慮した医療的ケアの実施体制を整えていきます。

Q3

入学後、医療的ケアの実施が始まって、保護者付添いが必要なときはありますか？

A3 医療的ケアの実施が始まった後も、次のような際には、付添いをお願いすることがあります。

- 長期休業明け：夏休み明け等、体調の観察が必要な場合など
- 退院後の登校再開時：入院・治療の経過により医療的ケアの注意事項が変わる場合など
- 体調不良の後：緊急搬送等の事象があった後の登校再開期など
- 校内体制による時：学校で看護師、教職員の実施が困難なとき

Q4

学校で対応できる医療的ケア実施項目を教えてください。

A4 東京都では、校内で対応できる医療的ケアの実施項目として、14項目定めています。項目外の医療的ケアを実施する必要がある場合は、学校までお問合わせください。就学前施設と学校では授業の時間帯や看護師等の体制の違いから、就学前まで実施してきた医療的ケアを見直す事例もあります。お子様の健康保持に必要な医療的ケアについては、この限りではありませんが、実施内容や時間等が変更できる場合は、お子様の学習保障の観点から御協力をお願いする場合があります（就学前施設での健康観察を踏まえた上で、保護者の皆様に御相談させていただきます）。

Q5

家庭の事情で、付添いが難しい状況があります。

A5 東京都では、令和5年度よりお子様の自立と保護者の負担軽減のため、本事業をすべての都立特別支援学校で始めています。就学前施設等での様子等を入学前に把握し、医療的ケア実施に向けての準備を進めることで、保護者の皆様の付添い期間を短くする取組ではありますが、安全な就学移行を進めるため、入学後一定期間の付添いをお願いしております。御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。また、専用通学車両の利用については、学校にて医療的ケアが実施できるようになってからの手続きとなります。

<就学相談時説明シート>

説明日時				説明担当者	対象幼児名
月	日	時	分		

以下の対象に当てはまる場合に、御説明をお願いいたします。

※文頭にある四角（□）は、説明をする際に、必要に応じて御記入ください。

※説明をした項目をチェックしてください。

1 短縮化事業の概要

- ☐ 看護師や教職員が就学前の通園先施設に訪問し健康観察等を行い、これまで入学後に行っていた手続などを進めることで、入学後の保護者付添い期間の短縮を図るものです。
- ☐ 都教育委員会は、すべての都立特別支援学校を対象に、保護者付添い期間短縮化事業を行います。
- ☐ 保護者と通園先施設の両方に承諾をいただいた場合、本事業を進めていきます。
- ☐ 健康観察では、実際の医療的ケアの様子を見るだけでなく、お子様の体調について伺ったりすることがあります。
- ☐ お子様の様子を伺ったり、検診を受けていただいたりするため、保護者に通園先施設や学校に来ていただく場合があります。

2 保護者付添いの現状

- ☐ 医療的ケアの安全な実施のために、入学後も健康観察の期間が必要です。
- ☐ そのため、新入生の医療的ケア児には、保護者が付き添う期間を設けています。
- ☐ 本事業に参加いただいても、入学後の付添いを一定期間お願いしています（学校での健康観察と医療的ケア実施に向けた引継ぎを行うため）。

3 今後の進め方

- ☐ 今後の就学相談の流れは ①都の就学相談の後、②学校での就学相談となります。
- ☐ 本事業の詳細は、都の就学相談の時に説明があります。
- ☐ 本日はリーフレット資料を持ち帰り、都の就学相談の日までに読んでいただきたいと思います。
- ☐ 参加への同意を決めていただくにあたっては、リーフレットを参考にしてください。
- ☐ 質問等がある場合は、都の就学相談の際に、担当者へお尋ねください。

4 保護者からの質問

--

(参考)実態把握票の評価規準②

観察項目等	観察内容・場面の例	1	2	3	4	5
指示に従う態度	指示に従って行動する等	○できない ○課題がある	○できることもある ○少しかかる ○ほとんど課題	○時々できる ○まあまあできる ○時々課題になる	○だいたいできる ○普通にできる ○たまに課題になる	○いつもできる ○よくできる ○全く課題がない
		・指示に従って一人で行動できず、一緒に活動することが必要である ・指示に従う行動をとらずに、自分のやりた行動を優先してしまう ・全くできない	・指示に沿った行動をとるには個別の支援が必要である ・自分の行動を優先するが、促されようにかい行動に移せる ・部分的にできる	・全体指示を概ね一人で行動できるが、部分的に個別の支援が必要である ・指示がでると行動に移さなければならぬのはわかっているが、しばらく時間がかかる ・部分的にできる	・全体指示を聞いて、自発的に行動をすることができ ・時々、指示に従えないことがある ・指示がでるとすぐに行動に移せないが、促されるとすぐに動く ・注意を促さなくてもできる	・全体指示を聞いて、場面に応じた適切な行動をすることができ ・指示がでると活動をするぐにやめ指示通りに活動する。 ・注意を促さなくともできる
注目	指された場所・ものなどに注目する等	・注目を持続するために、常に個別の支援が必要である ・人や物に関心が薄く、まったく注目できない ・注意散漫で落ち着きがなく、まったく注目しない	・注目を持続するために、繰り返し個別の支援が必要である ・促されるときと少しの時間だけ注目できる ・時々、注目できる ・短時間注目にはできるが、離席や声出しがある	・集中を維持して注目することができず、個別の支援が必要である ・促されるときと少しの時間だけ注目できる ・時々、注目できる ・短時間注目にはできるが、離席や声出しがある	・興味のある内容であれば、全体指示で、指示された場所や物に注目することができ ・時々、意識が集中せず言葉かけ等の支援が必要である ・促されるときにか注目することができ ・注目している時に、体が動き落ち着かない	・全体指示で、指示された場所や物に注目することができ ・全体指導者の言葉かけだけで注目できる ・一度の指示で注目することができる
		・個別の言葉かけや視覚的に分かりやすい環境の工夫等をして、短時間だが指示や説明を聞くことができる ・目前でゆっくり模範を示しても動作や手遊びを模倣することができない ・個別の指導者と一緒に動くが自らは模倣は難しい ・全くできない	・個別の言葉かけや視覚的に分かりやすい環境の工夫等をして、短時間だが指示や説明を聞くことができる ・目前でゆっくり模範を示しても動作や手遊びを模倣することができ ・全体の指導者の動きだけでは難しく、個別の指導をすればどうにか模倣できる ・部分的にできる	・頻繁に言葉かけ等の支援が必要である ・説明や指示は個別に行う必要がある ・部分的に聞くことができる ・半程度は動きや手遊びを模倣すること ・全体の指導者の動きだけでは部分的な動きを理解できるが、個別の指導も必要 ・注意を促さなくてもできる	・時々言葉かけ等の注意喚起をすると指示や説明を聞くことができる ・全体の指示や説明だけで内容を理解する必要がある ・不正確な部分があるが、概ね動きや手遊びを模倣することができる ・全体の指導者の動きだけでは部分的な動きを理解できるが、個別の指導も必要 ・注意を促さなくてもできる	・時計やチャイムなどの手掛かりがあっても少し次の活動に遅れがちである ・指示された時間にはどうにか理解できる ・距離の感覚は難しい ・時間等の概念を概ね理解している ・注意を促さなくてもできる
模倣	簡単な動作の模倣、手遊び等	・時間や距離を意識できず、常に一緒に行動する必要がある ・常に自分の時間を優先し、指示がないと活動できない ・全く理解していない	・友達の様子を見て行動するが、一人では時間や距離を意識できない ・時間とも距離とも理解はできないが、一緒に活動することはできる	・時計やチャイムなどを手掛かりにできずが活動に遅れがちである ・視覚による説明でどうにか理解を示すことができる ・部分的にできる	・時計やチャイムなどの手掛かりがあっても少し次の活動に遅れがちである ・指示された時間にはどうにか理解できる ・距離の感覚は難しい ・時間等の概念を概ね理解している ・注意を促さなくてもできる	・時計やチャイムなどを手掛かりに時間の経過を把握し行動することができ ・距離の感覚をもち、遅れないように移動するなどの行動ができる ・時間等の概念があり、おおまかな距離の感覚も理解できる ・概念を理解している
		・手順は理解できず、一緒に活動することが必要である ・自分本位の動きで、まったく手順通りに進められない ・全くできない	・部分的に課題や遊びに参加することができ ・手順を間違えることが多いが、課題や遊びの雰囲気を楽しみ参加することができ ・手順表通りにできないことがあるがすぐに修正することができ ・部分的にできる	・手順を間違えることが多いが、課題や遊びに取組むことができる ・手順表等があれば指示通りに活動できる ・注意を促さなくてもできる	・時々手順等を間違えるが、概ね課題や遊びに取組むことができる ・手順表等があれば指示通りに活動できる ・注意を促さなくてもできる	・手順等を間違えるが、概ね課題や遊びに取組むことができる ・手順表等があれば指示通りに活動できる ・注意を促さなくともできる
時間や距離の見直し	距離や時間等目に見えない量の把握等	・パターンを崩すことができず、常に一緒に活動することが必要である ・常に一緒に片づけることが必要である ・道具などを片づけようというしない ・全くできない	・パターンにした行動が中心で切り替えが難しいため一緒に活動することが必要である ・手掛かりになるものがあるが部分的に元の場所に片づけることができる ・活動をやめるときに時間がかかるが、何度か声をかけると、一緒に片づけることができる	・切り替えが難しいことも多いが、個別の支援があれば切り替えて行動できる ・こだわることが時々あるが、概ね切り替えることができる ・部分的にできる	・時々言葉かけ等の支援をすると切り替えて行動することができ ・言葉かけがあると切り替えることができる ・注意を促さなくてもできる	・使った教材や玩具など、一人で元の場所に片づけることができる ・活動が終了すると自ら積極的に片づけることができる ・注意を促さなくともできる
		・支援があっても声のトーンや距離を意識することができない ・相手との会話自体が難しい ・全くできない	・声のトーンや距離が自分中心だが、周囲の支援を受けてたまに意識することができ ・場面に応じた調整は難しく、常に同じトーンで会話をする	・手掛かりになる物がある場所を意識して教材や玩具を片付けることができる ・指導者と一緒に活動すれば、片づけに参加できる ・部分的にできる	・場所を間違えることが時々あるが、概ね元の場所に片づけることができる ・言葉かけをすると片づけに参加することができる ・注意を促さなくてもできる	・多少自分中心のトーンや距離になつてしまいが、概ね相手と意識して会話をすることができ ・場面に応じた調整は難しいが、繰り返し指示すれば声のトーンを調整できる ・注意を促さなくてもできる
会話の調整	声のトーンやことばの抑揚、間のとり方、相手との距離やその場の状況に合わせて声の大きさ等	・時間や例示を受けても場面や相手に応じた言葉づかいをすることができない ・話すことができない ・全くできない	・師範や例示を受けて、部分的に場面や相手にふさわしい言葉づかい、例示されることがある ・決まりきった言葉しか使えないがどうにか会話できる ・部分的にできる	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができ ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる	・場面や相手に応じた言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる
		・正しい語句、丁寧な言葉、慣用句で話す等	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる	・場面や相手にふさわしい言葉づかいを選択することができる ・丁寧な言葉づかいで話している ・注意を促さなくともできる

人との関係・集団参加					
相手の意図の読み取り	相手の表情や指差し指示を理解することができない	相手の表情や指差し指示を理解することができない	相手の表情や指差し指示を理解することができない	相手の表情や指差し指示を理解することができない	相手の表情や指差し指示を理解することができない
対人緊張・母子分離・場面緊張	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
共通・表情	・初めての場所や人への緊張が強く、母子分離を拒んだり、普通に聞かれない ・親から離れることができない ・全くできない	・初めての場所や人への緊張が強く、母子分離を拒んだり、普通に聞かれない ・親から離れることができない ・全くできない	・初めての場所や人への緊張が強く、母子分離を拒んだり、普通に聞かれない ・親から離れることができない ・全くできない	・初めての場所や人への緊張が強く、母子分離を拒んだり、普通に聞かれない ・親から離れることができない ・全くできない	・初めての場所や人への緊張が強く、母子分離を拒んだり、普通に聞かれない ・親から離れることができない ・全くできない
決まりやルール理解	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
集団参加の状況	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
集団活動の目的の把握	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
行動特性 (多動・衝動・注意・集中)	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
行動特性 (こだわり・パニック)	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない
行動特性 (感覚過敏・純麻)	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない	・相手の表情や指差し指示が読めない ・指示だけでは着席できない

(参考)実態把握票の評価規準③

観察項目等		1	2	3	4	5
日常の基本的生活の自立	食形態	・初期食以下の対応が必要である	・中期食以下の対応が必要である	・後期食以下の対応が必要である	・普通食だが、刻んだり、とろみをつけたりして食べやすくする必要がある	・普通食を食べることができる
	食事	・一人では全く食べることができない ・介助者が一口口食べるために全面的な介助が必要 ・常に介助がないと食べられない	・食具を使うことができず、手づかみになるが一人で食べることができる ・介助者が一口サイズにスプーンやフォークにしておくとそれを口に運んで食べることができる ・食具を使い何とかが食べられる ・時々声をかけたり介助が必要	・拭き取り、身繕いなど半分手伝ってもらうことができる ・定時排泄等、指導者といっしょにトイレに行くことができる ・部分的に確認が必要	・少し手伝ってもらった食具を使って食べることができる ・スプーンやフォークや手を使ってこぼすことができるが、こぼすことがある ・食具を使うがこぼすことがある	・自分一人で適当な食具を使って食べることができる ・自らお箸やスプーンなど道具を使って食べることができる ・食具を使い、自分でたべられる
	排泄	・一人では全くできない ・おむつを使用し、失敗が多い ・常に介助が必要	・拭き取り、身繕いなど大部分手伝ってもらうことができる ・定時にトイレに連れていくが、それでも時々失敗することがある ・部分的に介助が必要	・拭き取り、身繕いなど半分手伝ってもらうことができる ・定時排泄等、指導者といっしょにトイレに行くことができる ・部分的に確認が必要	・拭き取り等、少し手伝ってもらうことができる ・促されると自らトイレに行くことができる ・排泄後、確認が必要	・完全に自分一人でできる ・自ら判断してトイレに行くことができる ・大便、小便とも一人でできる
	着脱	・一人では全くできない ・着脱は全部介助 ・常に介助が必要	・衣類に印をつけたり、ボタンやフアスナーに改良を加えるなど大部分手伝ってもらうことができる ・袖を通すことができるなど、一部分は可能だが、ほぼ介助が必要 ・部分的に介助が必要	・衣類の向きやボタンなど半分手伝ってもらうことができる ・手渡したり、1つ1つの動作を支持するなど介助が部分的に必要である ・部分的に確認が必要	・衣類の向きやボタンなど少し手伝ってもらうことができる ・目の前に整えた形で置いてあるものを着ることができ ・自ら脱げるが裏返し等できない ・裏表を間違えることがあるが一人でできる	・完全に自分一人でできる ・自ら着脱することができ、前後裏表等の失敗もない ・裏表を間違えず一人でできる
コミュニケーション	言葉による表出	・意思の伝達は困難である ・まったく言葉や身振りでもコミュニケーションを図ることが難しい ・表情や瞬き等により、意思を伝える	・発声や身振りで意思の伝達ができる ・言葉は出ないが、どうにか相手に伝えようとする ・身振り、手ぶりで意思を伝える	・単語や幼児語がいくつか出る ・言葉ははっきりしないが、どうにか相手に伝えることができる ・身振り、手ぶりで補って意思表示できる	・数個の単語を使って意思の伝達ができる ・単語程度のやり取りで意思の伝達ができる ・数語の言葉で意思表示できる	・2語文から3語文程度の言葉で意思の伝達ができる ・2語文以上の言葉で会話が成り立つ ・言葉のみで意思表示できる
	多様な手段による表出	・文字・絵等を用いても意思の伝達は困難である	・文字・絵等で「はい」「いいえ」なら伝えられる ・側にいて具体的な指示が必要	・文字・絵等によって、限られた意思を伝えられる ・日常生活の中で行動は伝えられる ・個別に指示したことに確認が必要	・文字・絵等によって、いくつかの意思を伝えられる ・日頃から使っている代替えコミュニケーションなら使える ・的確ではないが言葉の指示を理解できる ・日常生活の中で言葉でのやりとりができる ・個別に指示すれば理解できる	・文字・絵や機器・サイン等で意思の伝達ができる ・代替えコミュニケーションでのやり取りができる ・言葉の指示を的確に理解できる ・新たな場面での言葉のやり取りができる ・集団への指示も理解できる
	言葉による理解	・言葉の指示に反応しない ・ほぼ、言葉による声かけ等には反応がない ・指示の理解は難しい	・呼びかけ等簡単な話しかけに反応できる ・繰り返し使う言葉にはどうにか反応する	・日常生活場面の簡単な指示なら分かる ・単語によるやり取りには反応できる	・的確ではないが言葉の指示を理解できる ・日常生活の中で言葉でのやりとりができる ・個別に指示すれば理解できる	・言葉の指示を的確に理解できる ・新たな場面での言葉のやり取りができる ・集団への指示も理解できる
	多様な手段による理解	・文字・絵等を用いても理解は困難である	・文字・絵等で「はい」「いいえ」が分かる	・限られた文字・絵、サイン等によって、指示を理解できる	・部分的に文字・絵等の指示が分かる	・文字・絵等の指示を理解できる
理解	文字を読む	・文字に対する興味はない	・文字に興味はある ・文字としての認識はない	・限られた平仮名を読むことができる ・自分の興味のある文字には理解する ・文字としての認識はある	・だいたい平仮名を読むことができる ・身近な漢字やカタカナはわかる ・身近につかう平仮名は読める	・平仮名を読むことができる ・簡単な漢字やカタカナなら理解できる ・問題なく平仮名を読める ・簡単な漢字やカタカナなど読むことができる
	理解	・絵本や読み聞かせに興味はない	・絵本等を見て、物の名称は分かる ・興味を示さない	・絵本等を見て、簡単な内容が理解できる ・興味のあるものに反応する ・部分的に絵の名称等は分かる	・絵本等を見て、登場人物や大まかな内容が理解できる ・絵を中心に見ることで、絵本をどうにか理解する ・内容が分かる	・絵本等で、簡単な物語が分かる ・自ら絵本等を読み、内容も理解する ・作者の意図が理解できる
	数える	・数に対する興味はない	・数に興味はある	・少し数唱はできる ・正確ではないが数を言うことができる	・5まで数えることができる ・数えることが数々の概念がない	・10まで数えることができる ・簡単な計算ができる。数の概念もある
	日時	・日時の意識はない	・天気が分かる	・曜日が分かる	・昨日・今日・明日が分かる	・カレンダーを理解し、読むことができる

(参考)実態把握票の評価規準④

観察項目等		1	2	3	4	5
移動	歩行	・歩行ができない ・歩行姿勢がとれない ・体幹が弱く立位版でも立っていられない	・壁や手すり等を使わずに歩き・ささえ歩き ・歩行時は手をつなぐ等、常に介助が必要 ・ウォーカー等の器具を使えば、歩くことができる(方向転換等介助必要)	・かなり不安定な歩行 ・常に転倒防止の配慮や見守り等が必要 ・階段昇降時等、部分的に介助が必要 ・補装具等クラッチや松葉杖を使うが場面に よって介助が必要	・不安定な歩行 ・転倒防止の見守りや配慮が必要 ・補装具等クラッチや松葉杖を使うが場面に よって介助が必要	・特に問題はない ・階段昇降や駆け足が可能
	車いす	・ひとりでではまったくできない ・自力で移動したり姿勢を整えたりできない ・移動時は押してもらおう	・大部分手伝ってもらおうとできる ・座らせてもらおうと自力で姿勢を整えられる ・移動時はほとんど押ししてもらおう	・半分ぐらい手伝ってもらおうとできる ・ひじ掛けを外すなどの介助で移動できる ・移動時は時々押ししてもらおう	・少し手伝ってもらおうとできる ・重いを持つてもらう必要は移動できる ・移動時は大きな段差や急勾配で押してもら うことがある	・特に問題はないまたは必要ない
	床の上の移動(はいはい等)	・ひとりでではまったく移動できない	・少なからず移動できる	・時間がかかるが移動できる	・時々停止するが移動できる	・特に問題はないまたは必要ない
姿勢	体幹	・補装具を用いても、体幹の保持等ができない	・自力で体幹を保持しようとするが、不安定で すぐに倒れてしまう	・自力で体幹を支えて活動することができ るが、不安定になりやすい	・自力で体幹を支えて活動することができ るが、動作が遅く、持続しない	・特に問題はない
	座位	・一人では困難である ・座位姿勢がとれない ・常時ストレッチャー・かりクライニングシートが	・大部分介助及び特別の座いす等があれば座 位がとれる ・介助がないと座位姿勢が維持できない	・一部介助及び特別の座いす等で座位がとれ るが不安定である ・常に転倒防止の配慮や見守り等が必要	・介助及び特別の座いすがなくても一人で 座位がとれるが不安定である ・転倒防止の見守りや配慮が必要	・特に問題はない
	立位	・一人では困難である ・立位姿勢がとれない	・大部分介助があれば立位がとれる ・介助がないと立位姿勢が維持できない	・一部介助及び特別の補装具等で立位がとれ るが不安定である ・常に転倒防止の配慮や見守り等が必要	・介助及び特別の補装具等がなくても一人で 立位がとれるが不安定である ・転倒防止の見守りや配慮が必要	・特に問題はない
	手の運動	・脱力状態又は拘縮状態 ・指や掌をまったく動かかせない	・意識して指を動かす ・意識して指や掌を動かせる	・握らせてもすぐ落とすまたは握るとはなせな い ・指や掌に力を入れ続けることが難しい	・つかんだり、はなしたりできる ・特定の形や大きさ、材質のものをならば、つか んだりのはなしたりできる	・特に問題はない ・はしやスプーンを使って食べることができる。
操作	上肢の動き	・使用不能 ・肩・肘・手首が動かない	・ほとんど使用不能 ・肩・肘・手首の一部または全部が動かかせ ない、また保持できない	・大部分の介助が必要 ・介助があれば肩・肘・手首の一部または全部 が動かせる	・部分的に介助が必要 ・介助があれば肩・肘・手首の一部または全部 が動かせる、また保持ができる	・特に問題はない
	下肢の動き	・使用不能 ・股関節・膝・足首が動かない	・ほとんど使用不能 ・股関節・膝・足首の一部または全部が動か せない、また保持できない	・大部分の介助が必要 ・介助があれば股関節・膝・足首の一部または 全部が動かせる	・部分的に介助が必要 ・介助があれば股関節・膝・足首の一部または 全部が動かせる、また保持できる	・特に問題はない
	骨格や筋肉の異常	・著しい	・肘・腕等が著しい ・緊張が強く常に反ってしまう ・低緊張で体を支えられない ・年齢よりかなり低い運動ができる	・肘・腕等がやや著しい ・時々緊張が入り強く反ってしまう ・低緊張のためバランスを崩しやすい ・年齢より低い運動ならでできる	・軽い変形や異常がある	・特に問題はない
	粗大運動 (細歩・スキップ等) 微細運動 (お箸の操作等)	・まったくできない ・まったくできない	・年齢よりかなり低い運動ができる ・年齢よりかなり低い運動ができる	・年齢より低い運動ならでできる ・年齢より低い運動ならでできる	・年齢よりやや低い運動ができる ・年齢よりやや低い運動ができる	・年齢相当の運動ができる ・年齢相当の運動ができる
医療的配慮	嚥下・摂食	・経管栄養(鼻腔留置、胃瘻等)	・常時特別な注意と配慮が必要 ・窒息、誤嚥、嘔吐、異食、誤飲の可能性大 ・液体の経口摂取が困難または危険	・常時注意と配慮が必要である ・窒息、誤嚥、嘔吐、異食、誤飲の可能性有 ・とろみを付けければ液体の経口摂取ができ る	・一般的に注意と配慮が必要 ・まれに誤嚥(咽る)の可能性有 ・特別な容器であれば液体の経口摂取ができ る	・問題なし
	呼吸	・常時人工呼吸器を使用 ・常時電動吸引器を使用 ・常時排痰補助装置を使用	・常時特別な注意と配慮が必要 ・気管切開 ・常時電動吸引器を使用 ・通時排痰補助装置を使用	・常時注意と配慮が必要である ・常時徒手的な呼吸や排痰の援助が必要(姿 勢変換や背部タッピング等)	・一般的に注意と配慮が必要 ・通時徒手的な呼吸や排痰の援助が必要(姿 勢変換や背部タッピング等)	・問題なし
	てんかん	・光点滅等環境からトリガーの排除が必要	・常時特別な注意と配慮が必要 ・重責発作の可能性あり ・主治医から緊急時対応の指示有	・常時注意と配慮が必要である ・発作の状況から投薬の必要あり	・一般的に注意と配慮が必要 ・発作時見守りだけでよい	・問題なし
	体温調節	・医師から特別な指示がある	・常時特別な注意と配慮が必要 ・室温(空調)や衣類等の調節だけでなく特別 な調節(電気毛布や保冷剤等)が必要	・常時注意と配慮が必要である ・室温(空調)や衣類等の調節が必要	・一般的に注意と配慮が必要 ・衣類等の調節が必要	・問題なし
	その他	・医師から特別な指示がある	・常時特別な注意と配慮が必要	・常時注意と配慮が必要である	・一般的に注意と配慮が必要	・問題なし

(参考) 実態把握票の評価規準⑤

観察項目等		1	2	3	4	5	
視覚	視力	・全盲 ・光を感じない	・目の前の指の動きが分かる ・眼前50cmで指の数が分かる	・目の前の指の数が分かる ・眼前1mで指の数が分かる	・目の前の指の数が分かる ・眼前1mで指の数が分かる ・教室の前の席からも黒板の文字を見ることが難しい	・教科書の文字や絵が見えていない ・3～5mの距離で人の顔を見分けることができる ・眼鏡等で矯正した視力が0.3以上ある	
	視力	・物をほとんど見ようとしていない	・物を手にとって見ようとする ・顔に近づけて見ようとする ・光る物を追視ができる	・斜視があり顔を傾けてみていない	・階段の段差を注意深く見て確認して昇降ができる ・横から近づいてくるものに気づかないことがある ・暗いところ、明るいところで行動が慎重になる	・ゆっくり動く物を追視できる	
		目の使い方Ⅰ					
		目の使い方Ⅱ	・色（赤黄青）の区別ができない	・色の区別ができる	・形（○△□）の区別ができない		・形の区別ができる
	視野	・周囲は見えないが中心部分だけが見える ・上・下・左・右で見えない部分がある		・周囲は見えるが中心部分だけが見えない ・縦書きの文字が見えにくい ・横書きの文字が見えにくい			
光覚		・暗いところでは見えにくくなる		・明るいところで見えにくくなる ・教室ではカーテンで光を遮り眩しさを加減すると見えやすくなる			
聴覚	聴力レベル	90dB以上 ・叫び声 ・電車の通過音	70～90dB ・大声の会話 ・掃除機の音	50～70dB ・普通の会話 ・テレビの音	40～50dB ・静かな会話	30～40dB ・ささやき声	
	聞こえ方Ⅰ	・耳もどで大声で話せば何とか聞きとれる ・比較的近いところの大きな音がやっと聞こえる ・発音はほとんど不明瞭でわからない	・耳もどで話せば何とか聞こえる ・大きな声で話せば聞こえる ・30cm以内なら大きな声で話せば聞こえる	・1mぐらい離れた所から大きな声で聞き取れない ・大勢での話し合いが難しい	・1対1の会話では困らない ・話し相手の顔が見えないとよく聞き取れない ・会議でときどき聞き取りにくい ・発音は明瞭で慣れていない人でも聞き取れる	・小さな話し声やささやき声を聞き間違えたり、聞き取りにくい ・普通の会話にあまり不自由しない ・発音は明瞭で慣れていない人でも聞き取れる（一部不明瞭な音がある）	
	聞こえ方Ⅱ	・ドアの開け閉めに気づかない	・食器を置く音が大きくても気づかない	・少し離れたところから名前を呼んでも気づかない ・音を聞こえようとする姿勢を整えてあげないと意識できない	・テレビの音を大きくしたがる ・音を聞こえようとする姿勢が自然にできる	・ほとんどの生活音に反応がある ・周囲が聴覚障害に気づかないことがある	